

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

滋賀大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	5
領域 2	内部質保証に関する基準	10
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	24
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	33
領域 5	学生の受入に関する基準	41
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	48
	基準の判断 総括表	48
	教育学部	49
	経済学部	57
	データサイエンス学部	65
	教育学研究科高度教職実践専攻	72
	経済学研究科	83
	データサイエンス研究科	87
	教育学研究科（修士課程）	100

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 滋賀大学
- (2) 所在地 滋賀県彦根市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部、経済学部、データサイエンス学部
大学院課程	教育学研究科、経済学研究科、データサイエンス研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部3440人、大学院208人
教員数	専任教員数：210人、助手数：4人

2 大学等の目的

① 本学の目的

本学は、「教育基本法の方針と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与すること」を目的としている。（滋賀大学学則第1条）

また、本学が目指す大学像を内外に明らかにし、自らを律するとともに、社会に対する大学の存在意義、社会的責任を明示するため、「滋賀大学憲章 知の21世紀をきり拓くー湖国から世界へー」と題して、大学の基本理念、目標及び行動指針を策定している。（滋賀大学憲章 知の21世紀をきり拓くー湖国から世界へー）

なお、滋賀大学憲章で示された基本理念、目標、行動指針を踏まえ、第3期中期目標・中期計画（平成28年度～令和3年度）において、「大学の基本的な目標」を以下のように示している。（国立大学法人滋賀大学 第3期中期目標前文）

●（第3期中期目標前文）大学の基本的な目標 より抜粋

「滋賀大学憲章」にある「琵琶湖世界 BIWAKO Cosmosから世界へのつながりを拓く」にしたがい、本学は、地域に根ざす視点とグローバルな視野とを合わせもつ「知の拠点」として、豊かな人間性を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、社会の持続可能な発展に貢献することを基本理念としている。

こうした理念を踏まえて本学は、グローバル化する社会にふさわしい未来志向で文理融合の学識と、地域の発展に貢献できる課題解決能力を備えた、イノベティブな創造力を有しリーダーシップを発揮できる人材の育成をさらに推し進める。そして、これまでの重点領域である環境・リスクの研究課題に継続して取り組むのみならず、新たな重点領域を切り拓いていく。

戦後70年を経た今、国立大学法人のいずれもが、一大転換期を迎えている。第3期中期目標期間にあたり、創立以来教育学部と経済学部
の2学部体制で運営してきた本学は、第2期中期目標期末に策定した「滋賀大学将来構想大綱」に盛られた諸改革の実現に向けて取り組
み、機能強化を図らねばならない。すなわち、①地域の教員養成の中心であり、経済経営系の高度専門職業人の育成機関である両学部の強
みと特色を発揮する改革、②教養教育を柱とした全学的な教育内容の革新と体制の整備、③地域の課題に応え、グローバルな課題解決をめ
ざす未来志向で文理融合型の新学部の設置、④学び直しの機能を強化し、地域イノベーションを担う人材育成のための大学院組織の再編、
⑤県内国公立大学等との連携の推進による知の拠点としての役割の向上である。

さらに、組織改編を契機とする持続的改革を推し進めるにあたり、高等教育への社会的要請に応えつつ、多様な形で地域社会の発展に貢
献することを、本学の使命の一つとして位置づける。

これらの目標を確実に達成するために、学長のリーダーシップの下、本学に関わるすべての人々の理解と協力を勝ち得るべく、学内資源
の戦略的な再配分を実行できるよう、ガバナンス改革をはじめとする様々な改革に積極的に取り組んでいく。そして、個性を重んじる自由
な雰囲気のなかで、学生にとって学びがいきいきあり、教職員にとって働きがいのある大学を創造する。

② 学部の目的

各学部においても、大学の目的に則し、各学部規程においてそれぞれの教育目的を定めている。

・教育学部

教育学部は、同学部規程において、「教育の今日的かつ普遍的な課題に対応しうる能力を持つ人材の育成」を目的としている。同学部に
は、学校教育教員養成課程を置き、「教育の諸問題に関する見識と教科に対する専門的理解、及び子どもへの愛情と教育的情熱を持つ教員
の養成」を目的としている。

（滋賀大学教育学部規程第1条の2、第3条）

・経済学部

経済学部は、経済学科、ファイナンス学科、企業経営学科、会計情報学科及び社会システム学科の5学科を置き、同学部規程において、
「国際的視野を持ち、地域社会に貢献する専門職業人の養成」を目的とし、「意識・知識・見識」の涵養と問題探求能力を持つ人材の教育
に取り組む。」と定めている。

（滋賀大学経済学部規程第3条の2）

・データサイエンス学部

データサイエンス学部は、同学部規程において、「多様かつ莫大なデータが遍在する時代の中で、データから価値のある情報を取り出
し、意思決定に活かす能力を備えた人材を育成すること」を目的としている。

（滋賀大学データサイエンス学部規程第2条）

③ 研究科の目的

本学は、大学院の目的を、滋賀大学学則第77条にて「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、第79条にて博士前期課程の目的として「学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」、第80条にて博士後期課程の目的として「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」、第80条の2にて専門職学位課程の目的として「学校・教育現場を主要な学びのフィールドとし、優れた専門性をもつ研究者教員と豊かな実務経験をもつ実務家教員の連携・協働による指導を通じて、理論と実践の融合の中で自らの実践的指導力を高め続けることのできる能力の育成」、と課程ごとに定めている。（滋賀大学学則第77条、79条、80条、80条の2）

また、各研究科、各専攻の目的については、各研究科規程において定めている。

・教育学研究科

教育学研究科は、同研究科規程において、「時代の進展に対応できる教員としての専門的学識及び実践的能力を育成すること、並びに現職教員の資質の向上を図ること」を目的としている。同研究科には、高度教職実践専攻（専門職学位課程）を置き、「学校・教育現場を主要な学びのフィールドとし、優れた専門性をもつ研究者教員と豊かな実務経験をもつ実務家教員の連携・協働による指導を通じて、理論と実践の融合の中で自らの実践的指導力を高め続けることのできる能力の育成」を目的としている。

（滋賀大学大学院教育学研究科規程第2条の2、第2条の3）

・経済学研究科

経済学研究科博士前期課程（経済学専攻、経営学専攻及びグローバル・ファイナンス専攻）は、「経済、経営及びファイナンスに関する高度な専門知識を身につけた視野の広い経済人と研究者の養成」を目的とする。また、博士後期課程（経済経営リスク専攻）は、「経済学及び経営学に基礎を置きつつ、リスクに関する高度かつ体系的、総合的な研究能力を備えたリスクリサーチャーの養成」を目的とする。

（滋賀大学大学院経済学研究科規程第2条の2）

・データサイエンス研究科

データサイエンス研究科は、博士前期課程及び博士後期課程を置き、「データサイエンスの最新の方法論の講義や、データを用いて社会的課題を解く実際の演習から成る体系的なカリキュラムを提供することにより、方法論とデータをつなぐことのできる価値創造人材を組織的に育成すること」を目的とする。

（滋賀大学大学院データサイエンス研究科規程第3条）

3 特徴

本学は、明治8年に設立された小学校教員伝習所を母体とし、地域の教育に貢献する優れた人材を育成する教育学部、大正11年に開設された彦根高等商業学校を前身とし、経済・ファイナンス・経営・会計・社会システムの複数分野を横断的に学ぶことのできる5学科構成の経済学部、そして、平成29年に我が国で最初に創設された、ビッグデータ社会の未来を切り拓くデータサイエンス学部の3学部を有している。また大学院には、地域の教育課題を解決できる教員を育成する教職大学院、兵庫教育大学大学院との連携による連合学校教育学研究科博士課程、グローバルな視点と高度な専門能力をもつ経済分野の高度専門職業人を養成する経済学研究科博士前期・後期課程、さらに、社会・企業等からの強い要請に応え、高度なデータ分析・価値創造の能力を備えた人材の育成を行う、日本初のデータサイエンス研究科博士前期課程と後期課程が設置されている。

そして、本学は第3期中期目標計画期間に「文理融合型大学」へと大きく舵を切った。抜本的な大学改革を加速させることを目的として学長によって提示された「滋賀大学イノベーション構想—きらきら輝く滋賀大学」に基づき、時代の最先端をゆくデータサイエンス学部と同研究科博士前期課程、博士後期課程を国内で初めて、それも平成29年から令和2年までの短い期間に相次いで開設した。データサイエンス学部は、平成28年に本学に設立されたデータサイエンス教育研究センターとともに、数多くの企業・自治体等と連携して、実践的な教育プログラムを構築し、またそれを大学外にも広く提供し、さらに、100を超える企業等と連携して、ビッグデータ活用に関する先端的研究等を幅広く展開しており、現在、日本における最高水準のデータサイエンス教育研究の拠点となっている。

教育学部・研究科及び経済学部・研究科でも、**Society 5.0**時代に対応できる人材育成のために、文理融合型カリキュラムへの転換をはじめとする教育改革を強力に推し進めている。教育学部・研究科では、教職大学院の開設・拡充、そして兵庫教育大学大学院との連携による連合学校教育学研究科博士課程への参加が実現し（これにより教育学部・研究科でも学部・修士・博士課程の一貫した教育体制が築かれた）、多様化する教育ニーズに対応可能な高度な実践的能力を備えた教員を養成するための体制が整った。経済学部・研究科では、データサイエンス学部との協働による「データサイエンス副専攻（政策-ビジネス革新創出人材プログラム）」の新設、「共創グローバル人材育成プログラム」の拡充（定員倍増）、地域連携等に係るプロジェクト科目等のPBL型授業の拡大などの改革を行い、グローバルな視点と高度な専門能力をもつ経済分野の高度専門職業人を養成するための教育体制を強化した。さらにデータサイエンス入門を全学共通教養科目として設定して、すべての学生がデータサイエンスリテラシーを備え、卒業後の活躍の可能性を大きく広げている。

また、研究面においては、本学の特色・強みを活かすことのできる環境・リスク研究にも、第2期中期目標計画期間から引き続き重点を置いて取り組んでおり、その研究成果を内外に広く発信している。第3期からは、これらの重点領域にデータサイエンスを加え、分野融合的な共同研究を推進している。

こうした実績により、特に国立大学法人評価委員会による第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る「業務の実績に関する評価結果」において、本学は、評価項目「業務運営の改善及び効率化」で、データサイエンス学部の創設を契機として「教育研究の強化」や多数の「自治体、企業等との連携」を成し遂げた等の理由により、「中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」という評価を受けている。

本学は今、地域の知の拠点として社会に貢献し、地域に根差しながら世界にも飛躍していくグローバルな活動を実践し、未来社会において求められる優れた文理融合型人材の育成に全学をあげて取り組んでいる。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準 : 「該当なし」

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 1－1－1〕 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第 2 号（その 1 の 1）基本計画書）		
	1-1-1-01 設置計画書（教育学研究科高度教職実践専攻H29）		
	1-1-1-02 設置計画書（データサイエンス学部）		
	1-1-1-03 設置計画の概要（経済学部）		
	1-1-1-04 設置計画書（データサイエンス研究科修士課程）		
	1-1-1-05 設置計画書（データサイエンス研究科博士後期課程）		
	1-1-1-06 設置計画書（教育学研究科高度教職実践専攻R3）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目 1－1－1〕① 「教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）」の設置、拡充 ・平成29年 4 月、本学教育学部及び大学院教育学研究科において蓄積してきた教員養成や教員研修に関する知見を踏まえ、高度な実践的指導力を備えた質の高い教員を養成するため、教育学研究科に「学校経営力開発コース」及び「教育実践力開発コース」の 2 コースからなる高度教職実践専攻（教職大学院）を設置した。「学校経営力開発コース」では、現職教員学生を対象に、学校マネジメント力、地域連携協働力、学校経営企画力を伸ばし、スクールリーダーとしての資質・能力を育成する。「教育実践力開発コース」では、現職教員学生には将来のミドルリーダーとしての資質能力、学部新卒学生には確かな授業実践力をもった新任教員としての資質能力を育成する。 ・令和 3 年 4 月には、既設の 2 コースに加え、「授業実践力開発コース」及び「ダイバーシティ教育力開発コース」の 2 コースを新たに設けるとともに、専攻の入学定員を20名から35名へと拡充した。「授業実践力開発コース」では、確かな授業実践力と教科指導力をもった新任教員の養成、「ダイバーシティ教育力開発コース」では、障害、いじめ・不登校、外国人児童生徒など多様な教育的ニーズをもつ子どもへの対応力を備えた教員の養成を目指す。			
〔分析項目 1－1－1〕② 「データサイエンス学部」の設置 ・平成29年 4 月、第 3 期中期目標前文で掲げた文理融合型の教育推進のため、日本初となるデータサイエンス学部を創設した。データサイエンスを日本で初めて体系的に教育する学部として、データエンジニアリング（情報学）とデータアナリシス（統計学）の専門知識とスキルを修得したうえで、データを処理・分析し、そこから新たな価値を創造できる人材（データサイエンティスト）を育成することを目指すとしている。同学部では、先行事例のない教育プログラムの開発や企業等の現場のデータの教育活用などのために、平成28年 4 月、学部に先駆けて学内共同教育研究施設として設けた「データサイエンス教育研究センター」との連携の下、現在100社以上の企業や研究機関等の様々な協力を得ながら、データサイエンスに係る教育研究を進めている。（データサイエンス学部設置に伴う全学的再編の一環として、平成29年度より、経済学部情報管理学科は募集停止）			
〔分析項目 1－1－1〕③ 「データサイエンス研究科（修士課程（博士前期課程）、博士後期課程）」の設置、拡充 ・平成31年 4 月、本学が連携する企業等から寄せられているデータサイエンス高度人材育成に関するニーズを受け、大学院データサイエンス研究科修士課程（博士前期課程）を、学部が完成する令和 3 年 3 月末から 2 年前倒して設置した。同研究科では、多様かつ莫大なデータを活用し、「領域の課題を見つけ、データを取得し、前処理をし、モデルを決め、最適化法を選び、分析結果を解釈してわかりやすく伝え、意思決定に活かせる」一気通貫型の人材を輩出することを目指している。第 1 期の入学者23名中、企業等派遣の社会人学生は19名であり、大学の目標に掲げる「専門性の高い職業人の養成」にも寄与するものとなっている。なお、令和 3 年度からは入学定員を20名から40名に拡充している。 ・令和 2 年 4 月、修士課程（博士前期課程）の設置からさらに前進し、同研究科に博士後期課程を修士課程（博士前期課程）が完成する令和 3 年 3 月末から 1 年前倒して設置した。Society5.0を推進する我が国に必要な、より専門性の高い業界を代表するトップタレントのデータサイエンティストの育成を目指しており、製造や金融など多様な産業分野での「棟梁レベル」の高度人材需要に応えるものである。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>		
〔活動取組 1－1－A〕文理融合型教育の推進に向けた新学部・研究科の設置 ・本学は、第3期中期目標で掲げる文理融合型人材の育成を推進するため、データサイエンス学部と同研究科博士前期課程、博士後期課程を国内で初めて、それも平成29年から令和2年までの短い期間に相次いで開設した。データサイエンス学部は、平成28年に本学に設立したデータサイエンス教育研究センターとともに、数多くの企業・自治体等と連携して、実践的な教育プログラムを構築している。	1-1-A-01 データサイエンス教育研究の概要	
	1-1-A-02 データサイエンス教育研究センターの取組 (DS View2020)	
	1-1-A-03 主な連携企業等	
〔活動取組 1－1－B〕「滋賀大学イノベーション構想」の推進 ・第3期中期目標計画期間中、抜本的な大学改革を加速させることを目的として、平成29年6月、学長により「滋賀大学イノベーション構想—きらきら輝く滋賀大学」が提示され、データサイエンス学部・研究科の設置をはじめとした諸改革に取り組んでいる。	1-1-B-01 滋賀大学イノベーション構想「きらきら輝く滋賀大学」	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組 1－1－A〕「文理融合型教育の推進に向けた新学部・研究科の設置」に係る成果 ・データサイエンス学部は、平成28年に設立したデータサイエンス教育研究センターとともに、数多くの企業・自治体等と連携して、実践的な教育プログラムを構築している。また、その実践的な教育プログラムをMOOC（大規模公開オンライン講座）の提供や講演・セミナー等の形で大学外にも広く提供するとともに、100を超える企業等と連携して、ビッグデータ活用に関する先端的研究等を幅広く展開しており、現在、日本におけるデータサイエンス教育研究拠点の一つとなっている。 （再掲）1-1-A-02_データサイエンス教育研究センターの取組 (DS View2020) （再掲）1-1-A-03_主な連携企業等		
【改善を要する事項】 該当なし		

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 1－2－1〕 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
〔分析項目 1－2－2〕 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
〔活動取組 1－2－A〕女性活躍の推進 ・教育学部では、平成28年度～令和元年度平均値で専任教員に占める女性教員の割合は34.0%となっている。これは、教育系の51大学のうち第2位であり、平均値19.7%を大きく上回っている。	1-2-A-01 専任教員に占める女性教員の割合（教育系）（大学改革支援・学位授与機構提供「データ分析集」）（非公表）		
〔活動取組 1－2－B〕若手教員の採用 ・平成28年度に新設したデータサイエンス教育研究センターでは、連携先企業からの寄附金や外部資金を活用しつつ、多数の優秀な若手研究者を任期付の教員として新たに採用している。令和3年5月1日現在、全18名のうち、44歳以下の若手教員は約9割（16名）を占める。データサイエンス学系教員全体を見ても、44歳以下の者が占める割合は65.2%であり、若手研究者の割合が高い水準となっている。	1-2-B-01 データサイエンス学系教員全体の年齢構成		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－3－1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	第4条、第5条、第13条	
	1-3-1-02 国立大学法人滋賀大学教員組織規程	第4条、第5条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	第17条、第18条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人滋賀大学教員組織規程	第6条	再掲
	1-3-1-03 国立大学法人滋賀大学における部局及び部局長に関する要項	第2	
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
[分析項目 1－3－2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	1-3-1-04 役職員・部局長等一覧		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	第25条、第26条	再掲
	1-3-2-01 滋賀大学教育学部教授会規程	第3条、第4条	
	1-3-2-02 滋賀大学大学院教育学研究科委員会規程	第3条、第4条	
	1-3-2-03 滋賀大学経済学部教授会規程	第3条、第4条	
	1-3-2-04 滋賀大学経済学部教授会規程の取扱いに関する申合せ	1	
	1-3-2-05 滋賀大学大学院経済学研究科委員会規程	第3条、第4条	
[分析項目 1－3－3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	1-3-2-06 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部教授会規程	第3条、第4条	
	1-3-2-07 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部教授会規程の取扱いに関する申合せ	1	
	1-3-2-08 国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科委員会規程	第3条、第4条	
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程	第4条、第6条	
	1-3-3-02 組織構成図		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会規程	第3条第2項、第4条、第9条	
	2-1-1-02 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針	1、2	
	2-1-1-03 滋賀大学における内部質保証に関する体制		
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第3条第2項、第7条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-05 教育・学生支援機構体制図		
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	第2条	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針	3	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第3条第2項	再掲
	2-1-2-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領	1、2	
	2-1-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科の教育の内部質保証実施要領	1、2	
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科の教育の内部質保証実施要領	1、2	
	2-1-2-04 滋賀大学教職大学院認証評価結果通知及び評価結果		
	2-1-2-05 国立大学法人教育研究評価評価結果通知及び評価報告書		
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の意義で作成されたもの。）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会規程	第9条第2項	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針	2	再掲

	2-1-3-01 国立大学法人滋賀大学財務・施設マネジメント委員会規程	第2条第2項、第3条	
	2-1-3-02 国立大学法人滋賀大学情報機構規程	第3条第2項、第4条、第7条	
	2-1-3-03 国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本規程	第6条第3項	
	2-1-3-04 国立大学法人滋賀大学情報基盤センター規程	第3条第2項	
	2-1-3-05 国立大学法人滋賀大学附属図書館委員会規程	第2条第2項、第3条	
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第3条第2項、第4条、第7条、第10条第2項、第11条第2項	再掲
	2-1-3-06 国立大学法人滋賀大学国際交流機構規程	第3条第2項、第6条、第8条	
	2-1-3-07 国立大学法人滋賀大学国際交流機構部門細則	第4条第2項	
	2-1-3-08 国立大学法人滋賀大学入学試験委員会規程	第2条第2項、第3条	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-1-1] ・本学では、目標計画・評価委員会を内部質保証に係る中核的組織として全学的な責任体制を整備しているが、特に、教育分野については、教育・学生支援機構において各学部・研究科の点検結果・改善計画・改善計画の進捗状況等の検証・総括を行ったうえで、目標計画・評価委員会に報告をおこなっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組2-1-A] 全学的内部質保証体制の整備 ・本学では、目標計画・評価委員会を中心とする内部質保証体制の下、各部局において、点検項目に基づく点検、改善計画の策定、実施をおこなっている。点検対象は、教育研究から国際交流、産学公連携に至るまで、大学業務全般に係る内容となっている。	2-1-1-01 国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会規程	第3条第2項	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針		再掲
	2-1-1-03 滋賀大学における内部質保証に関する体制		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	第2条第3項	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第3条第2項	再掲
	2-1-2-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領	3	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科の教育の内部質保証実施要領	3	再掲
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科の教育の内部質保証実施要領	3	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(1)	再掲
	2-2-2-01 滋賀大学教育学部目標評価委員会規程	第2条第2項	
	2-1-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(1)	再掲
	2-2-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科内部質保証委員会規程	第2条	
	2-2-2-03 国立大学法人滋賀大学彦根地区教育学習支援委員会規程	第2条第2項	
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科の教育の内部質保証実施要領	3(1)	再掲
	2-2-2-04 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科内部質保証委員会規程	第2条	
	2-2-2-05 滋賀大学大学院教育学研究科企画・運営委員会規程	第2条第2項	
	2-2-2-06 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目等（教育・学生支援機構担当）	③～⑩	
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-3-01 国立大学法人滋賀大学財務・施設マネジメント委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-1-3-03 国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本規程	第6条第3項	再掲
	2-1-3-04 国立大学法人滋賀大学情報基盤センター規程	第3条第2項	再掲
	2-1-3-05 国立大学法人滋賀大学附属図書館委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第10条第2項、第11条第2項	再掲
	2-1-3-07 国立大学法人滋賀大学国際交流機構部門細則	第4条第2項	再掲

	2-1-3-08 国立大学法人滋賀大学入学試験委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-2-3-01 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目等（全学委員会担当）	⑦～⑩	
	2-2-3-02 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目等（情報機構担当）		
	2-2-2-06 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目等（教育・学生支援機構担当）	①、②	再掲
	2-2-3-03 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目等（国際交流機構担当）		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針	4(1)	再掲
	2-2-4-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科の在学生アンケート等実施要領		
	2-2-4-02 滋賀大学教育学部・教育学研究科の卒業・修了予定者アンケート等実施要領		
	2-2-4-03 滋賀大学教育学部・教育学研究科の卒業・修了生アンケート等実施要領		
	2-2-4-04 滋賀大学教育学部・教育学研究科の就職先アンケート等実施要領		
	2-2-4-05 滋賀大学彦根地区アンケート調査実施要項		
	2-2-4-06 滋賀大学学生生活実態調査実施要項		
	2-1-3-01 国立大学法人滋賀大学財務・施設マネジメント委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-2-4-07 新入生意識等調査実施要領		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(2)	再掲
	2-2-5-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科内部質保証委員会規程	第2条	
	2-1-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(2)	再掲
	2-2-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科内部質保証委員会規程	第2条	再掲
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科の教育の内部質保証実施要領	3(2)	再掲
	2-2-2-04 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科内部質保証委員会規程	第2条	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人滋賀大学財務・施設マネジメント委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-1-3-03 国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本規程	第6条第3項	再掲
	2-1-3-04 国立大学法人滋賀大学情報基盤センター規程	第3条第2項	再掲

[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	2-1-3-05 国立大学法人滋賀大学附属図書館委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第10条第2項、第11条第2項	再掲
	2-1-3-07 国立大学法人滋賀大学国際交流機構部門細則	第4条第2項	再掲
	2-1-3-08 国立大学法人滋賀大学入学試験委員会規程	第2条第2項	再掲
	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(3)	再掲
	2-2-6-01 滋賀大学教育学部将来構想委員会規程	第2条第2項	
	2-2-6-02 滋賀大学教育学部教務カリキュラム運営委員会規程	第2条第2項	
	2-2-6-03 滋賀大学教育学部・教育学研究科就職委員会規程	第2条第2項	
	2-2-6-04 滋賀大学教育学部教育改革研究推進委員会規程	第2条第2項	
	2-2-2-05 滋賀大学大学院教育学研究科企画・運営委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(3)	再掲
	2-2-6-05 国立大学法人滋賀大学経済学部学務・カリキュラム編成委員会規程	第2条第2項	
	2-2-6-06 国立大学法人滋賀大学彦根地区学生支援委員会規程	第2条第2項	
	2-2-6-07 国立大学法人滋賀大学彦根地区就職支援委員会規程	第2条第2項	
	2-2-6-08 国立大学法人滋賀大学大学院経済学研究科学務委員会規程	第2条第2項	
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科の教育の内部質保証実施要領	3(3)	再掲
	2-2-6-09 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部学務委員会規程	第2条第2項	
	2-2-6-10 国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科学務委員会規程	第2条第2項	
	2-1-3-01 国立大学法人滋賀大学財務・施設マネジメント委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-1-3-03 国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本規程	第6条第3項	再掲
	2-1-3-04 国立大学法人滋賀大学情報基盤センター規程	第3条第2項	再掲
	2-1-3-05 国立大学法人滋賀大学附属図書館委員会規程	第2条第2項	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第10条第2項、第11条第2項	再掲
	2-1-3-07 国立大学法人滋賀大学国際交流機構部門細則	第4条第2項	再掲
	2-1-3-08 国立大学法人滋賀大学入学試験委員会規程	第2条第2項	再掲

〔分析項目2-2-7〕 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会規程	第3条第2項	再掲
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程	第3条第2項	再掲
	2-1-2-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(2)	再掲
	2-2-5-01 滋賀大学教育学部・教育学研究科内部質保証委員会規程	第2条	再掲
	2-1-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科の教育の内部質保証実施要領	3(2)	再掲
	2-2-2-02 国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科内部質保証委員会規程	第2条	再掲
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科の教育の内部質保証実施要領	3(2)	再掲
	2-2-2-04 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部・データサイエンス研究科内部質保証委員会規程	第2条	再掲
〔分析項目2-2-1〕～〔分析項目2-2-7〕 ・本学では、目標計画・評価委員会を内部質保証に係る中核的組織として全学的な責任体制を整備しているが、各機構所管の内容については、各機構において点検項目の設定、点検項目に基づく点検、改善計画の設定、改善計画の進捗状況等の検証をおこなった上で、目標計画・評価委員会に報告をおこなっている。特に、教育分野（領域6の各基準の内容を含む）については、教育・学生支援機構において各学部・研究科の点検結果・改善計画・改善計画の進捗状況等の検証・総括を行った上で、目標計画・評価委員会に報告している。	2-1-3-02 国立大学法人滋賀大学情報機構規程	第3条第2項	再掲
	2-1-3-06 国立大学法人滋賀大学国際交流機構規程	第3条第2項	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
〔活動取組2-2-A〕ステークホルダーからの意見聴取 ・「国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針」に基づき、〔分析項目2-2-4〕で示した各種アンケートによる情報収集活動のほか、学生や外部有識者等から意見を聴取する機会を設けている。また、本学の内部質保証に係る取組について広く意見を聴取するため、自己点検・評価報告会を開催している。	2-1-1-02 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針	4(2)	再掲
	2-2-A-01 SFA開催案内		
	2-2-A-02 学長サロン開催案内（非公表）		
	2-2-A-03 国立大学法人滋賀大学外部有識者会議に関する要項	第2条	
	2-1-1-01 国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会規程	第3条第2項	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 令和元年度第2回 目標計画・評価委員会議事要旨、配布資料（非公表）		
	2-3-2-02 令和2年度第3回 目標計画・評価委員会議事要旨、配布資料（非公表）		
	2-3-2-03 自己点検・評価報告書（平成28年度）		
	2-3-2-04 自己点検・評価報告書（平成29年度）		
	2-3-2-05 自己点検・評価報告書（平成30年度）		
	2-3-2-06 自己点検・評価報告書（令和元年度）		
	2-3-2-07 自己点検・評価報告書（令和2年度）		
	2-3-2-08 自己点検・評価報告会 質疑応答要旨（平成28年度）		
	2-3-2-09 自己点検・評価報告会 質疑応答要旨（平成29年度）		
	2-3-2-10 自己点検・評価報告会 質疑応答要旨（平成30年度）		
	2-3-2-11 自己点検・評価報告会 質疑応答要旨（令和元年度）		
	2-3-2-12 自己点検・評価報告会 質疑応答要旨（令和2年度）		
	2-3-2-13 平成29年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		
	2-3-2-14 平成30年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		
	2-3-2-15 令和元年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		
	2-3-2-16 令和2年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		
	2-3-2-17 平成27年度監査意見書の指摘事項への対応（平成28年9月）（非公表）		
	2-3-2-18 平成28年度監査意見書の指摘事項への対応（平成29年9月）（非公表）		
	2-3-2-19 平成29年度監査意見書の指摘事項への対応（平成30年9月）（非公表）		
	2-3-2-20 平成30年度監査意見書の指摘事項への対応（令和元年9月）（非公表）		
	2-3-2-21 令和元年度監査意見書の指摘事項への対応（令和2年9月）（非公表）		
	2-3-2-22 滋賀大学統合報告書2020		

〔分析項目2-3-3〕 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 令和元年度学生生活実態調査報告書（非公表）		
	2-3-3-02 滋賀大学FD事業報告書（平成29年3月発行）（非公表）		
	2-3-3-03 滋賀大学FD事業報告書（平成30年3月発行）（非公表）		
	2-3-3-04 滋賀大学FD事業報告書（平成31年3月発行）（非公表）		
	2-3-3-05 滋賀大学FD事業報告書（令和2年3月発行）（非公表）		
	2-3-3-06 滋賀大学FD事業報告書（令和3年3月発行）（非公表）		
	2-3-3-07 新入生意識等調査結果速報値（令和元～3年度）（非公表）		
〔分析項目2-3-4〕 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 滋賀大学教育学部外部評価報告書（令和2年3月発行）（非公表）		
	2-3-4-02 滋賀大学経済学部外部評価報告書（令和元年度）（非公表）		
	2-1-2-04 滋賀大学教職大学院認証評価結果通知及び評価結果		再掲
	2-1-2-05 国立大学法人教育研究評価評価結果通知及び評価報告書		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目2-3-3〕 ・滋賀大学FD事業報告書（2-3-3-02～2-3-3-06）について、各年度報告書の第2部、第3部において、大津・彦根両キャンパスの各種学生アンケート等の調査結果を報告・分析している。			
〔分析項目2-3-4〕（第三者による評価を通じて教育課程の自己点検・評価を行うことについての本学の考え方） ・平成31年4月に定めた「国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針」（2-1-1-02）において、各学部において実施する外部評価や、各種アンケートの実施、ステークホルダーからの意見聴取等を踏まえ、それらを基に大学の諸活動の改善を図ることとしている。平成27年度に受審した大学機関別認証評価（大学改革支援・学位授与機構）の結果、令和2年度に受審した教職大学院認証評価（教員養成評価機構）の結果、及び国立大学法人教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）の結果等の第三者による評価で指摘された内容については、目標計画・評価委員会において対応計画及び対応状況を確認している。また、毎年実施している自己点検・評価報告会におけるステークホルダーからの意見・要望についても、目標計画・評価委員会にて確認し、大学ウェブページにて対応を公開している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
〔活動取組2-3-A〕改善計画の実施 ・大学評価基準（大学改革支援・学位授与機構）の各基準の内容も踏まえ、毎年度内部質保証体制において点検項目の設定、点検、改善計画の設定をおこない、さらなる改善が必要な場合には、学長より改善指示の上、対応措置をとっている。 ・改善計画の進捗状況については、毎年度目標計画・評価委員会において全学的な確認をおこなっている。また、「国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針」に基づき、学生や外部者から得られた意見・要望等及びその対応状況についても同委員会において確認している（別紙様式2-3-1に記載の内容）。 ・ステークホルダーを招いて毎年開催している自己点検・評価報告会において、点検結果、改善計画、及び改善計画の進捗状況を報告している。なお、同報告会でのステークホルダーからの意見・要望等については、目標計画・評価委員会で確認の上、対応をウェブページ上で公開し、フィードバックを行っている。	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		再掲
	2-3-A-01 令和元年度改善計画の進捗状況（令和2年12月自己点検・評価報告会資料）		
	2-3-A-02 自己点検・評価報告会（令和2年度）開催報告		
	2-3-2-12 自己点検・評価報告会 質疑応答要旨（令和2年度）		再掲

【活動取組2-3-B】大学戦略IR室の設置 ・平成28年度に、各業務の関係教職員及び教員アドバイザーによって構成される「大学戦略IR室」を設置した。IR活動は教学、学術、社会貢献、大学運営の幅広い業務を対象として、本学の強みや特色の認識や、本学が置かれている現状の的確な把握を目的とし、大学運営の改善等の意思決定につなげている。	2-3-B-01 国立大学法人滋賀大学大学戦略IR室要項		
	2-3-2-13 平成29年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		再掲
	2-3-2-14 平成30年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		再掲
	2-3-2-15 令和元年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		再掲
	2-3-2-16 令和2年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		再掲
【活動取組2-3-C】データサイエンス教育研究アドバイザーボードの設置 ・データサイエンス学部・研究科では、当該分野を先導する外部有識者メンバーで構成される外部アドバイザーボード会議を定期的に開催している。同会議では、学部・研究科の取組と成果等について評価や意見を求め、データサイエンスに係る教育研究のさらなる推進に反映させている。 ・令和3年2月に行われた会議では、学生の卒業・修了後の支援体制等について意見があり、その意見を踏まえ、本学学生、教員、企業等の相互の交流を図る目的で創設された「滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム」において、卒業・修了した学部生、研究科生の交流の場を設けることとした。	2-3-C-01 データサイエンス教育研究アドバイザーボード会議開催案内・議題		
	2-3-C-02 データサイエンス教育研究アドバイザーボードから高い評価		
	2-3-C-03 滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム特別会員入会案内		
【活動取組2-3-D】新入生意識等調査の実施 ・大学戦略IR室を中心に、学部新入生を対象とした「新入生意識等調査」を令和元年度より実施し、本学を志望した動機や入学を決めた理由等について調査・分析した。 令和2年度には、高大接続・入試センター教員による入学者追跡調査（入試広報及び入学前教育の効果に関する分析）を実施した。	2-2-4-07 新入生意識等調査実施要領		再掲
	2-3-3-07 新入生意識等調査結果速報値（令和元～3年度）（非公表）		再掲
【活動取組2-3-E】学生からの意見・要望の収集、学生と教職員との意見交換 ・平成29年度から、学生が本学の現状や未来について学長と直接語り合う「学長サロン」の開催や、学生が疑問に感じていることや改善を望んでいること等について広く意見・要望を聴くための「意見箱」の設置など、学生が意見表明する機会を広げた。 ・学生と教職員との直接の意見交換等に基づき、教育学部では、創造学習センターの利用時間の延長、体育館のLED化、駐輪場の増設等を実施した。経済学部では、SFA（Student Faculty Association＝学生・教員協議会）を定期的に開催し、体育館のシャワー室の改善、試験期間中の講義室の土日開放の実施等、学生の要望に基づく必要な改善を行った。	2-3-E-01 学長サロンの開催		
	2-3-E-02 意見箱の設置について		
	2-2-A-01 SFA開催案内		再掲
	2-3-E-03 令和2年度第1回・第2回SFA会議議題（非公表）		
【活動取組2-3-F】学生広報の活用 ・大学の広報に学生の視点を取り入れるべく「学生広報サポートチーム」を結成し、平成30年8月から活動を開始した。創立70周年記念ロゴマークの提案、広報誌「しがだい」担当ページの企画・執筆、学内イベントの取材、本学公式マスコットキャラクター「カモンちゃん」グッズの企画・製作などの活動を行った。	2-3-F-01 学生広報サポートチーム活動内容		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組2-3-A】「改善計画の実施」に係る成果 ・目標計画・評価委員会を中核的組織とする全学的な内部質保証体制の下、毎年度点検項目の設定、点検、改善計画及び改善計画の進捗状況の検証を実施し、さらなる改善が必要な場合には、学長より改善指示をおこなっている。上記の内容については、外部からのステークホルダーも招いて毎年開催している自己点検・評価報告会にて報告し、得られた意見を次年度の点検項目に反映させている。 （再掲）2-3-A-02_自己点検・評価報告会（令和2年度）開催報告 （再掲）2-3-2-12_自己点検・評価報告会 質疑応答要旨（令和2年度）			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－4－1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程	第4条	再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 平成27年度第11回教育研究評議会会議録、配布資料（非公表）	データサイエンス学部の設置、経済学部の改組、教職大学院の設置	
	2-4-1-02 平成29年度第11回教育研究評議会会議録、配布資料（非公表）	データサイエンス研究科の設置	
	2-4-1-03 平成30年度第11回教育研究評議会会議録、配布資料（非公表）	データサイエンス研究科博士後期課程の設置	
	2-3-2-01 令和元年度第2回 目標計画・評価委員会議事要旨、配布資料（非公表）		再掲
2-3-2-02 令和2年度第3回 目標計画・評価委員会議事要旨、配布資料（非公表）		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2－4－1] ・ 教育研究評議会において教育課程に関する重要事項を審議し、目標計画・評価委員会において自己点検・評価及び自己点検・評価結果に基づく改善・検証等をおこなっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人滋賀大学教員の人事等に関する特例規程（非公表）	第2条	
	2-5-1-02 国立大学法人滋賀大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-03 滋賀大学教育学系教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-04 滋賀大学教育学系教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-05 国立大学法人滋賀大学経済学系教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-06 国立大学法人滋賀大学経済学系教員選考基準運用内規（非公表）		
	2-5-1-07 国立大学法人滋賀大学経済学系教員人事に関する規程（非公表）		
	2-5-1-08 国立大学法人滋賀大学経済学系人事機構に関する合意事項（非公表）		
	2-5-1-09 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学系の教員選考に関する内規（非公表）		
	2-5-1-10 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程（非公表）		
	2-5-1-11 滋賀大学教育学系昇任候補者及び採用候補者推薦会に関する内規（非公表）		
	2-5-1-12 昇任（採用を含む）に関する申合せ事項（経済）（非公表）		
	2-5-1-13 データサイエンス学系教員の選考等に関する申し合わせ（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-14 教員公募資料（例：教育）（非公表）		
	2-5-1-15 教員公募資料（例：経済）（非公表）		
	2-5-1-16 教員公募資料（例：データサイエンス）（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-17 教員公募資料（例：教育学研究科高度教職実践専攻（専門職学位課程））（非公表）		
	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人滋賀大学の教員個人評価に関する規程（非公表）		
	2-5-2-02 国立大学法人滋賀大学の教員個人評価に関する規程実施細則（非公表）		

	2-5-2-03 滋賀大学教育学系教員評価委員会規程（非公表）		
	2-5-2-04 国立大学法人滋賀大学経済学系教員評価委員会規程（非公表）		
	2-5-2-05 国立大学法人滋賀大学データサイエンス学系教員評価委員会規程（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-06 滋賀大学教員評価制度の指針(2020.4)（非公表）		
	2-5-2-07 教員個人評価における参照例（非公表）		
	2-5-2-08 自己点検報告書（様式）（非公表）		
	2-5-2-09 評価結果通知書（様式）（非公表）		
	2-5-2-10 教員個人評価の実施状況について（非公表）		
	2-5-2-11 教員個人評価結果の内訳（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人滋賀大学の教員個人評価に関する規程（非公表）	第15条	再掲
	2-5-2-06 滋賀大学教員評価制度の指針(2020.4)（非公表）	p.3（教員個人評価の勤務実績評価等への利用）	再掲
	2-5-3-01 国立大学法人滋賀大学新年俸制適用教員業績評価規程（非公表）	第2条、第3条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-3-02 勤労手当の支給に係る勤務成績優秀者推薦の取扱いに関する申合せ（教育）（非公表）		
	2-5-3-03 勤労手当の支給に係る勤務成績優秀者推薦の取扱いに関する申合せ（経済）（非公表）		
	2-5-3-04 12月期の勤労手当支給に係る勤務成績優秀者推薦の選考方法について（経済）（非公表）		
	2-5-3-05 勤労手当の支給に係る勤務成績優秀者推薦の取り扱いに関する申し合わせ（データサイエンス）（非公表）		
	2-5-3-06 勤務成績優秀者推薦の選考資料（例、経済）（非公表）		
	2-5-3-07 令和2年度第4回教員評価委員会要旨（例、経済）（非公表）		
	2-5-3-08 学内研究助成制度への活用（例）（非公表）		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
	2-3-3-06 滋賀大学FD事業報告書（令和3年3月発行）（非公表）		再掲

〔分析項目2-5-5〕 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 国立大学法人滋賀大学事務組織規程		
	2-5-5-02 事務系職員配置表		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-02 事務系職員配置表		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 R2年度TA・SA勤務実績（教育学部）（非公表）		
〔分析項目2-5-6〕 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じ、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	2-5-5-04 R2年度TA・SA・RA勤務実績（経済学部）（非公表）		
	2-5-5-05 R2年度TA・SA勤務実績（データサイエンス学部）（非公表）		
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 TA・SA事前研修会及びオリエンテーション資料（彦根）		
	2-5-6-02 TA・SA業務マニュアル等（大津）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目2-5-1〕 ・教員の採用及び昇任にあたっては、国立大学法人滋賀大学教員選考基準（2-5-1-02）を踏まえ、教員組織である各学系ごとに具体的な基準を定め、面接等により適任者の選考を行っている。			
〔分析項目2-5-2〕〔分析項目2-5-3〕 ・教員評価については、教員組織である各学系ごとに一次評価を行った後、学長を委員長とする全学教員評価委員会で全学評価を決定している。教員評価の結果については、各学系ごとに具体的な基準を定め、主に12月期の賞与に反映させている。また、令和3年度より実施する新年俸制適用教員に係る業績評価の際についても教員個人評価結果を用いることとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
〔活動取組2-5-A〕「高度専門職員制度」の創設 ・令和元年度に、教育研究活動の推進及び大学運営の改善充実に資することを目的として、「高度専門職員」制度を設けた。この制度を活用し、国際機関上級職経験のあるエキスパート人材や企業経験者を特命教授として採用している。	2-5-A-01 国立大学法人滋賀大学高度専門職員に関する規程		
	2-5-A-02 高度専門職員の活動例（留学WEEK開催報告）		
	2-5-A-03 高度専門職員の活動例（彦根商工会議所と連携したインターンシップ事業）		
〔活動取組2-5-B〕「教育実践優秀賞」の運営 ・教育・学生支援機構では、全学的な方針に基づき教育実践に関するテーマを設定し、優れた教育活動を顕彰する「教育実践優秀賞」制度を設けている。受賞者を講師とするFD研修会を毎年開催することで、優れた成果を広く教員にフィードバックし、教育改善を行う仕組みを構築している。特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス対策下での新しい授業形態の在り方について情報を共有し、討論する機会となった。	2-5-B-01 教育実践優秀賞について		
	2-5-B-02 教育実践優秀賞受賞者報告会（FD研修）の実施（教育学部）		

【活動取組2-5-C】演習科目におけるTA・SAの活用 ・経済学部では、演習形態の授業であるコアセッションの運営にTA(Teaching Assistant)・SA(Study Assistant)を活用している。TA・SAの任用にあたっては、事前事後に研修会・オリエンテーションを実施している。TA・SAの任用により、受講学生の学習意欲の増進を図るとともに、TA・SAの側でも「教える」経験を積むことで、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を高めることが期待できる。	2-5-6-01 TA・SA事前研修会及びオリエンテーション資料（彦根） 2-5-C-01 TA・SA事前研修会オリエンテーション及び事後研修会業務報告書（令和元年度春・秋）（非公表） 2-5-C-02 コアセッションTA・SAによる事後研修会実施報告書（令和元年度春・秋）（非公表） 2-5-C-03 選択必修科目『コア科目』について（経済学部 令和3年度学修navi）	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組2-5-C】「演習科目におけるTA・SAの活用」に係る成果 ・ミクロ経済学や統計学といった計算問題がある科目において、その授業外に練習問題を解く演習形態の授業であるコアセッションを実施している。コアセッションの運営においては、大学院生をTA(Teaching Assistant)、学部生(3、4年次)をSA(Study Assistant)として積極的に活用し、一般学生に対するきめ細やかな指導を行い、コア科目の理解の向上を図っている。その成果として、コアセッションを受講している学生の方が合格率が高いことがデータにより示されている。 （再掲）2-5-C-01_TA・SA事前研修会オリエンテーション及び事後研修会業務報告書（令和元年度春・秋）（非公表） （再掲）2-5-C-02_コアセッションTA・SAによる事後研修会実施報告書（令和元年度春・秋）（非公表） （再掲）2-5-C-03_選択必修科目『コア科目』について（経済学部_令和3年度学修navi）		
【改善を要する事項】 該当なし		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 : 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表	大臣承認後（8月末頃）提出予定	
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和2事業年度監事監査報告書	大臣承認後（8月末頃）提出予定	
	3-1-1-03_令和2事業年度独立監査人監査報告書	大臣承認後（8月末頃）提出予定	
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 各項目に関し30パーセント以上乖離している場合の理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組3-1-A] 学長裁量経費の活用 ・学長裁量経費について、国が示した112,708千円を約8,000千円上回る額を毎年度確保し続けると共に、予算編成にあたっては学長ヒアリングを実施し、本学の機能強化に資する事業等に重点配分を行った。その結果、文部科学省の「平成30年度における学長裁量経費の確認・評価について」において、「特筆すべき取組」に選定されたほか、令和元年度には、本学の学長裁量経費事業のうち「データサイエンスに関する挑戦的な教育研究による、世界で競える教育研究拠点の形成」が発展し、国立大学経営改革促進事業の獲得につながった。	3-1-A-01 学長裁量経費予算編成（非公表）		
	3-1-A-02 平成30年度における「学長裁量経費」の確認・評価について		
	3-1-A-03 国立大学経営改革促進事業概要		
	3-1-A-04 令和2年度学長裁量経費配分一覧（非公表）		
[活動取組3-1-B] 寄附金獲得に向けた全学的体制の整備 ・本学の教育研究の質の向上を図り、効果的な運営の確保に資するため、平成28年度に「国立大学法人滋賀大学における寄附金獲得戦略」を策定するとともに、「国立大学法人滋賀大学基金室」を設置した。さらに、平成28年度に「データサイエンス教育研究基金」と「修学支援事業基金」を、令和元年度に「附属学校園いまを生きる基金」を創設するとともに、令和2年度から従来の基金を整理・拡充し、「きらきら輝く滋賀大学基金」を創設した。本基金には、新たに「スポーツ・文化活動基金」などの特定基金を創設し、寄附者の意向に沿った事業を展開している。加えて、令和元年7月には、遺贈の受入れ促進のために、大手信託銀行と協定を締結し、寄附金のさらなる増加を図っている。	3-1-B-01 国立大学法人滋賀大学における寄附金獲得戦略について		
	3-1-B-02 国立大学法人滋賀大学基金室要項		
	3-1-B-03 国立大学法人滋賀大学基金規程		
	3-1-B-04 「きらきら輝く滋賀大学基金」へのご寄附のお願い		
	3-1-B-05 寄附金の受入について		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組 3－1－A〕「学長裁量経費の活用」に係る成果 ・学長裁量経費について、国が示した112,708千円を8,000千円程度上回る額を毎年度確保し続けた。この経費を活用して、学長自らが企画した事業や組織改革をはじめとした本学の機能強化に資する事業等に重点配分を行った。予算編成にあたっては、学長ヒアリングを実施し、前年度の学長裁量経費実績報告書を確認し、成果を検証した。これらの結果、文部科学省の「平成30年度における学長裁量経費の確認・評価について」において、「特筆すべき取組」に選定されたほか、令和元年度には、本学の学長裁量経費事業のうち「データサイエンスに関する挑戦的な教育研究による、世界で競える教育研究拠点の形成」が発展し、国立大学経営改革促進事業の獲得につながった。また、令和2年度には、学長裁量経費の活用により、遠隔授業実施に係る設備整備やデジタルキャンパス構想に係るマイナンバーカード活用システムの導入、GIGAスクール構想の加速化など、ポストコロナの新しい生活様式に向けた事業を戦略的に実施した。 （再掲）3-1-A-01_学長裁量経費予算編成（非公表） （再掲）3-1-A-02_平成30年度における「学長裁量経費」の確認・評価について （再掲）3-1-A-03_国立大学経営改革促進事業概要 （再掲）3-1-A-04_令和2年度学長裁量経費配分一覧（非公表） 〔活動取組 3－1－B〕「寄附金獲得に向けた全学的体制の整備」に係る成果 ・寄附金獲得活動を積極的に展開し、「国立大学法人滋賀大学における寄附金獲得戦略」において掲げた、第3期中期目標期間（6年間）の寄附金獲得目標総額である300百万円を、平成30年度までの3年間で達成した。さらに、遺贈の受入れの促進等により、令和2年度には323百万円（現物寄附含む）の寄附金を獲得し、第3期における寄附金獲得額は、792百万円にまで増加している。これらの寄附金は、障害児の音楽教育を支援する附属音楽教育支援センターの設置や、学生の課外活動の支援など、本学の教育研究の質の向上のために活用されている。 （再掲）3-1-B-01_国立大学法人滋賀大学における寄附金獲得戦略について （再掲）3-1-B-05_寄附金の受入について
【改善を要する事項】 該当なし

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） 3-2-1-01 国立大学法人滋賀大学役員会規程		
	3-2-1-02 国立大学法人滋賀大学経営協議会規程		
	1-3-3-01 国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程		再掲
	3-2-1-03 国立大学法人滋賀大学企画調整会議規程		
	1-3-1-03 国立大学法人滋賀大学における部局及び部局長に関する要項		再掲
	3-2-1-04 国立大学法人滋賀大学事務連絡協議会要項		
	1-3-3-02 組織構成図		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	3-2-1-05 役職員・教育研究評議会・経営協議会委員一覧		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-2-1] ・大学のトップマネジメントを支援する体制を強化するため、学長、理事、副学長、学部長、学系長、事務統括監を委員とする企画調整会議を毎週開催し、全学的観点から企画・調整を行う必要がある事案について協議している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-2-A] 全学機構化の推進 ・学長の強力なリーダーシップの下、「行動力・機動力のある大学」を実現するため、全学共通の教育・研究・社会貢献業務等の様々な活動を機能別の5つの組織に再編し、全学の業務体制の一体化・効率化を図った。	3-2-A-01 機構体制図		
[活動取組3-2-B] 特命担当副学長、学長補佐等の任命 ・学長のリーダーシップを強化し、本学の喫緊の重要課題である大学院データサイエンス研究科の設置等を推進するため、平成29年4月に特命担当副学長（データサイエンス担当）を任命し、当該副学長が中心となって平成30年3月に文部科学省への設置申請を行った。その他、本学のグローバル化の推進と、滋賀大学文化事業Shiga U Arteの企画を担当する学長補佐を平成30年度に任命したほか、令和2年度からはSTEAM教育を担当する学長補佐を新たに任命するなど、本学の特色ある活動を推進するため、特定の事項について学長及び理事を補佐する体制を設けている。	1-3-1-04 役職員・部局長等一覧	p.1~2（「特命担当副学長」「学長補佐」）	再掲
	3-2-B-01 平成29年度第11回 教育研究評議会議事要旨		
	3-2-B-02 滋賀大学MOOC講座「はじめてのSTEAM教育」開講 (News Release)		

【活動取組 3-2-C】研究活動における不正行為等を防止するための取組 ・研究推進機構の下、研究倫理セミナーを毎年開催するとともに、研究倫理教材「科学の健全な発展のために」やe-Learning等を活用し、大学院生も含め、研究倫理等に関する教育・啓蒙活動を行った。また、令和2年度にはコンプライアンスに関するセミナーを実施した。	3-2-C-01 研究倫理セミナー資料		
	3-2-C-02 研究倫理eラーニングコース受講案内（通知）		
	3-2-C-03 令和2年度コンプライアンスセミナーについて（通知）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組 3-2-A】「全学機構化の推進」に係る成果 ・本学全体の業務をより効果的に運営するために、前回認証評価受審（平成27年度）以降、全学組織の大胆な改編を実施した。全学の様々な活動を機能別の組織に再編成・集約し、情報機構、教育・学生支援機構、研究推進機構、国際交流機構、産学公連携推進機構を設け、これら5つの機構で本学全体の業務執行を統括する仕組みとした。それぞれの機構長には理事を充てて責任の所在を明確にし、全学の業務体制の一体化・効率化を実現した。 （再掲）3-2-A-01_機構体制図 【活動取組 3-2-B】「特命担当副学長、学長補佐等の任命」に係る成果 ・学長のリーダーシップを強化し、本学の喫緊の重要課題である大学院データサイエンス研究科の設置等を推進するため、平成29年度に任命した特命担当副学長（データサイエンス担当）が中心となり、日本初となる大学院データサイエンス研究科博士前期課程の設置申請を行い、文理融合型大学への転換を加速した。同研究科は、企業等からのデータサイエンスに係る高度な教育体制の早期整備という要請を受け、データサイエンス学部の学年進行の完成を待たずに開設するものであり、当初の目標年度であった平成33年度までの開設を、2年前倒しで実現した。 ・第3期中期目標前文で掲げる「教養教育を柱とした全学的な教育内容の革新と体制の整備」、及び本学の重点領域の一つであるSTEAM教育を中軸としたリベラルアーツ教育を推進するため、令和2年度に学長補佐（STEAM教育・リベラルアーツ担当）を任命した。この学長補佐らが中心となり、令和2年度には学内者対象のSTEAM教育に係る体験型ブースを開設するとともに、令和3年4月からはMOOCによるオンライン無料講座「はじめてのSTEAM教育」を開講している。なお、MOOCによるオンライン講座は新聞でも取り上げられており、令和2年度末で1,106名の応募があった。 （再掲）1-3-1-04_役職員・部局長等一覧 （再掲）3-2-B-01_平成29年度第11回 教育研究評議会議事要旨 （再掲）3-2-B-02_滋賀大学MOOC講座「はじめてのSTEAM教育」開講（News Release）			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人滋賀大学事務組織規程		再掲
	3-2-1-04 国立大学法人滋賀大学事務連絡協議会要項		再掲
	・事務組織の組織図		
	1-3-3-02 組織構成図		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-3-1] ・学長の監督の下に事務組織の事務について調整し、取りまとめる事務統括監（部長級）を設置している。事務統括監の下には、事務連絡協議会を設置し管理運営事務について協議するとともに、各部局間の連絡を緊密にし、本学の事務の円滑な運営を図っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組3-4-A] 教員と事務職員の連携によるコロナ禍への迅速な対応 ・本学では、新型コロナウイルスの発生を受けて、令和2年2月に対策会議を設置し、新学期へ向けたオンライン授業の実施方策等について、役員、学部長、及び各課長をはじめとする事務職員間で毎週協議を実施した。令和3年6月現在も、原則として毎週火曜日に対策会議を開催しており、状況の変化に対し迅速に対応できる体制を整備している。	3-4-A-01 令和元年度第1回新型コロナウイルス感染症対策会議 会議録（非公表）		
	3-4-A-02 令和2年度秋学期における対面授業とオンライン授業の実施科目数		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組3-4-A] 「教員と事務職員の連携によるコロナ禍への迅速な対応」に係る成果 ・令和2年度の新型コロナウイルス禍において、教員と事務職員の連携体制の整備により、データサイエンス研究科では、ビデオ会議システムを活用したオンライン授業を学年暦通りの4月8日から開始することを早々に決定したほか、他の学部・研究科においても、全学の教育・学生支援機構と連携しながらオンライン授業導入のための準備を迅速に進め、4月20日から授業の全面オンライン化を実現させた。また、秋学期においては、感染症対策を十分に行いつつ対面授業を再開することとし、特に教育学部では対面授業（オンラインとの併用を含む）9割、全学でも7割を実現した。 (再掲) 3-4-A-02_令和2年度秋学期における対面授業とオンライン授業の実施科目数			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3－5－1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人滋賀大学監事及び監事監査規程		
	3-5-1-02 国立大学法人滋賀大学監事監査実施内規		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和2年度監事監査計画書		
	3-5-1-04 令和2年度監事監査報告書		
	3-5-1-05 令和元年度監査意見書		
[分析項目3－5－2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和2年度監査計画概要書（会計監査人）（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3－5－3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-5-2-02 令和2年度監査報告書（会計監査人）（非公表）		
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	2-5-5-01 国立大学法人滋賀大学事務組織規程	第7条	再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人滋賀大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02 令和2年度内部監査計画書		
	3-5-3-03 令和2年度内部監査報告書（会計監査）（非公表）		
	3-5-3-04 令和2年度内部監査報告書（公的研究費）（非公表）		
	3-5-3-05 令和2年度内部監査報告書（法人文書）（非公表）		
[分析項目3－5－4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和元年度第2回四者協議会議事要録（非公表）		
	3-5-4-02 令和2年度第1回四者協議会議事要録（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【活動取組3-5-A】監査活動を支援する体制の整備 ・監査活動を支援するため、各課等から臨時に監査員を発令して支援することとし、令和2年度は監査担当者40人（延53人）（前回大学機関別認証評価受審時（平成27年度）は14人（延19人））を増員し、各担当者の経験を生かした支援体制を整えており、円滑な監査活動を実施している。	3-5-A-01_内部監査実施状況		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－6－1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3－6－1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 3－6－A] 積極的な広報活動の実施（情報発信の強化） ・平成30年3月に「滋賀大学広報戦略」を策定し、今後取り組むべき「滋賀大ブランド」の確立、入学希望者の増大、社会連携の推進、外部支援の獲得に向けた効果的な広報を目指した基本方針等を定めた。同戦略に基づき、ホームページのリニューアル、報道機関への積極的な情報提供などを行った。さらに、広報部門のさらなる強化のため、事務職員配置の見直しを行い、令和2年度より新たに広報課を新設した。	3-6-A-01 滋賀大学広報戦略		
	3-6-A-02 令和2年度プレスリリース件名一覧		
[活動取組 3－6－B] 学生の目を意識した広報（学生広報サポートチーム） ・大学の広報に学生の視点を取り入れるべく「学生広報サポートチーム」を結成し、平成30年8月から活動を開始した。創立70周年記念ロゴマークの提案、広報誌「しがだい」担当ページの企画・執筆、学内イベントの取材、本学公式マスコットキャラクター「カモンちゃん」グッズの企画・製作などの活動を行っている。	2-3-F-01 学生広報サポートチーム活動内容		再掲
[活動取組 3－6－C] 社会からの目を意識した広報（広報アドバイザーの委嘱） ・平成29年5月から、企業広報業務経験者を本学の広報アドバイザーに委嘱し、本学ホームページ、広報誌、プレスリリース等についての助言を受ける体制とした。広報アドバイザーを講師として事務職員向けの広報研修を実施するなど、社会の目を意識した大学広報を推進している。	3-6-C-01 広報研修の実施		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組 3－6－A] 「積極的な広報活動の実施（情報発信の強化）」に係る成果 ・本学の教育研究活動に係る情報発信を強化するため、本学ホームページのリニューアルをおこなった。その結果、令和2年度におけるホームページのページビュー数は、前年度比17.8%アップとなっている。また、報道機関への積極的な情報提供も実施し、提供数については、平成28年度から令和2年度の平均で118件（平成27年度55件）、新聞・TV等における報道件数は、同じく平成28年度から令和2年度の平均で475件（平成27年度209件）であり、いずれも前回大学機関別認証評価受審時（平成27年度）と比較して2倍以上へと大幅に増加している。 ・新入生を対象としたアンケート調査（大学戦略IR室実施）において、「滋賀大学を進路選択した際に参考とした情報」に関する質問に対し、「滋賀大学ホームページの情報」を参考にした新入生の割合が、令和元年度45.6%から令和3年度59.3%に上昇しており、ホームページを通じた広報活動の充実の成果が表れている。 （再掲） 3-6-A-02_令和2年度プレスリリース件名一覧 [活動取組 3－6－B] 「学生の目を意識した広報（学生広報サポートチーム）」に係る成果 ・平成30年から「学生広報サポートチーム」を結成し、広報活動への学生の参加、意見の反映を行っている。学生広報サポートチームを活用した「カモンちゃん」LINEスタンプの販売、オープンキャンパス案内動画や滋大祭レポート動画のYouTube公開など、学生のアイデアによる学生目線での広報活動を強化している。 （再掲） 2-3-F-01_学生広報サポートチーム活動内容			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
	4-1-1-01 遠隔講義実施状況		
	4-1-1-02 遠隔講義の授業実施について		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	第9条	再掲
	4-1-2-01 滋賀大学教育学部附属学校規程		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01 耐震化資料		
	4-1-3-02 バリアフリーマップ		
	4-1-3-03 工事要望書評価表（非公表）		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-04 安全・防犯マップ（非公表）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》調査票		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》調査票（中央図書館）		
	4-1-5-02 令和2年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》調査票（分館）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
	4-1-6-01 無線LANアクセスポイントマップ		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
〔活動取組4-1-A〕全学的な無線LAN環境の整備 無線LAN が利用可能なエリアを、附属学校を含めたキャンパス全体に広げる「キャンパス広域無線LAN」の運用を、平成29年4月から開始した。これにより、データサイエンス学部におけるビッグデータやIoTといった最先端技術に関する教育研究の円滑な実施を可能にしたほか、全学の学生が、教室、図書館など教育施設のみならず福利厚生施設やその周辺などをシームレスな学習空間とする環境を実現した。	4-1-6-01 無線LANアクセスポイントマップ		再掲
〔活動取組4-1-B〕新型コロナウイルス感染症影響下におけるオンライン授業への対応 - 新型コロナウイルス感染症影響下におけるオンライン授業に対応するため、SULMS（Moodleを基に構築された滋賀大学学習管理システム）サーバのCPU、メモリ等の増強を行ったほか、本学とMicrosoftとの包括契約で利用可能なMicrosoft Teams、OneDrive、Stream等のツールのオンライン授業での活用をサポートした。 - 英語e-LearningシステムAcademic Express3を活用して学生が在宅で英語学習に取り組める体制を整備することで、学生の授業時間外学習にとどまらず、正規の授業科目でもオンライン授業を効果的に実施することができた。 - SULMSは、授業の録画映像のストリーミングやオンライン小テスト機能を有し、学生の事前事後学習への活用や、教員による学生の学習到達度把握に適した仕組みとなっており、新型コロナウイルス感染症影響下におけるオンライン・リモート授業に際しても活用した。	4-1-B-01 Microsoft365Appsの利用の手引き（非公表）		
	4-1-B-02 Microsoft Streamの使い方（滋賀大学教員向け）（非公表）		
	4-1-B-03 英語e-Learningシステム		
	4-1-B-04 SULMSかんたんスタートガイド		
	4-1-B-05 オンライン授業に関する教育・学生支援機構の取組		
	4-1-B-06 滋賀大学学習管理システム(SULMS)利用コース数と利用教員数の推移（全学）		
〔活動取組4-1-C〕学生の自主的な学習環境の整備 - 学生からの意見を取り入れ、平成29年度に附属図書館本館の一部スペースを自主学習スペース（ライブラリー・ラーニング・コモンズ）として提供したほか、同年度設置のデータサイエンス学部創設に合わせて、新たなアクティブ・ラーニングスペースを開設した。 - 令和元年度に彦根キャンパス、令和2年度に大津キャンパスにおいて自主学習スペースを新規設置し、全学的な環境整備を行った。 - 施設面での充実にとどまらず、MOOC（大規模公開オンライン講座）を利用し、「大学生のためのデータサイエンス（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）」等の学習コンテンツを提供することにより、学生の自主学習の促進を図った。	4-1-C-01 ライブラリー・ラーニング・コモンズの整備		
	4-1-C-02 アクティブ・ラーニングスペースの整備		
	4-1-C-03 MOOC講座「大学生のためのデータサイエンス（Ⅲ）問題解決編」		
〔活動取組4-1-D〕海外交流の拠点整備 平成30年7月に「グローバルプラザ」を大津キャンパスに開設した。従来の留学生相談室、留学生演習室、談話スペース等の機能を集約したもので、留学生と日本人学生の交流拠点として活用されている。	4-1-D-01 グローバルプラザの開設		
〔活動取組4-1-E〕外部資金を活用した附属音楽教育支援センターの設置 令和2年10月、障害児者の音楽教育・音楽活動の支援を目的とした教育学部の附属教育研究施設として、附属音楽教育支援センターを設置した。本学教育学部における障害児教育・音楽教育の活動に対し、関心を寄せる支援者の遺族から寄附を受け、その基金をもとに設置したものである。障害児者のための音楽教育の施設となっており、センター内に設けたセッションルーム等で、障害児者を対象とした音楽療法のセッションや音楽のワークショップ、アートプロジェクト等を実施できる空間となっている。	4-1-E-01 附属音楽教育支援センターの概要		

【活動取組 4－1－F】 滋賀大学講堂の改修と有効活用 ・国の登録有形文化財に指定されている「滋賀大学講堂」は、大正13年に建築され、学校行事のほか、記念行事や映画撮影にも活用されてきたが、令和元年度に本講堂の耐震改修工事を行うとともに、有効活用のための機能改善工事を行った。リニューアルした講堂は、一部を教育研究スペースにし、企業との共同研究や学生の集う空間として使用するなど、学生・教職員・地域社会の共創の場として機能している。	4-1-F-01 滋賀大学講堂改修竣工式を開催		
	4-1-F-02 滋賀大学講堂を活用した企業との共同教育研究拠点 (DS View2021)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組 4－1－A】 「全学的な無線LAN環境の整備」に係る成果 ・キャンパス内全域に無線LANアクセスポイントを設置し、いつでもどこでもe-Learningを受講できる環境を整備した。この取組により、学生の授業時間外学習時間増加を促すとともに、オンライン授業を実施するための基盤を整えた。また、無線LANは、本学附属学校まで含めてカバーさせており、GIGAスクール構想への対応にもなっている。 （再掲）4-1-6-01_無線LANアクセスポイントマップ 【活動取組 4－1－B】 「新型コロナウイルス感染症影響下におけるオンライン授業への対応」に係る成果 ・学生の事前事後学習に利用できる学習管理システム「SULMS」（平成22年度導入）は、授業の録画映像のストリーミングやオンライン小テスト機能を有しており、新型コロナウイルス感染症影響下におけるオンライン・リモート授業に際して有用なツールとなった。令和2年度における利用数は、全学で1,474コースにのぼった。 （再掲）4-1-B-05_オンライン授業に関する教育・学生支援機構の取組 （再掲）4-1-B-06_滋賀大学学習管理システム(SULMS)利用コース数と利用教員数の推移（全学） 【活動取組 4－1－C】 「学生の自主的な学習環境の整備」に係る成果 ・グループ学習、授業の事前・事後学習等に利用できるスペースを構内のさまざまな場所に設けるにとどまらず、MOOC（大規模公開オンライン講座）を利用した学習コンテンツを学内基盤で提供することにより、ハード・ソフトの両面から学生の主体的な学習を支援した。 （再掲）4-1-C-01_ライブラリー・ラーニング・コモンズの整備 （再掲）4-1-C-02_アクティブ・ラーニングスペースの整備 （再掲）4-1-C-03_MOOC講座「大学生のためのデータサイエンス（Ⅲ）問題解決編」			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 国立大学法人滋賀大学保健管理センター規程		
	4-2-1-02 令和2年度保健管理センター関係職員		
	4-2-1-03 学生便覧2020【抜粋：学生相談】		
	4-2-1-04 学生便覧2020【抜粋：就職支援室】		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-05 国立大学法人滋賀大学ハラスメントの防止及び排除に関する規程		
	4-2-1-06 ハラスメント相談指針		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-07 学生便覧2020【抜粋：学生関係業務の案内】		
	4-2-1-08 令和2年度秋学期：キャンパスライフ相談室開室のお知らせ		
	4-2-1-09 学生便覧2020【抜粋：就職】		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	2-1-3-06 国立大学法人滋賀大学国際交流機構規程	第2条、第3条	再掲
	2-1-3-07 国立大学法人滋賀大学国際交流機構部門細則	第2条、第4条	再掲
	4-2-3-01 2019春留学生サポーター募集ポスター		
	4-2-3-02 2019秋留学生サポーター募集ポスター		
	4-2-3-03 2020春新入外国人留学生オリエンテーション		
	4-2-3-04 2019留学生交流室・留学生相談室		
	4-2-3-05 日本語補講2020春 時間割		
	4-2-3-06 日本語補講2020秋 時間割		

	4-2-3-07 「国立大学法人滋賀大学基金による私費外国人留学生対象奨学金」実施要項		
	4-2-3-08 令和2年度奨学金応募・採用状況		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-09 英語による情報提供		
	4-2-3-10 中国語による情報提供		
	4-2-3-11 国際交流会館入居の手引き		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 国立大学法人滋賀大学障がい学生支援室規程		
	4-2-4-02 令和2年度障がい学生支援室会議名簿（非公表）		
	4-2-4-03 令和2年度個別支援チーム設置状況（非公表）		
	4-2-4-04 障がいのある学生への支援		
	4-2-4-05 滋賀大学における障がいのある学生への支援に関する受入れ姿勢と方針		
	4-2-4-06 障がい学生支援室（Webページ）		
	4-2-4-07 障がい学生支援室（リーフレット）		
	4-2-4-08 学生便覧2020【抜粋：障がい学生】		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 学生便覧2020【抜粋：免除・奨学金・学寮】		
	4-2-5-02 【掲示】令和2年度日本学生支援機構奨学金説明会		
	4-2-5-03 【サクセスWeb】令和2年度日本学生支援機構奨学金説明会		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 日本学生支援機構奨学生数（R2）		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-05 国立大学法人滋賀大学奨学支援金貸与要項		
	4-2-5-06 国立大学法人滋賀大学奨学支援金貸与募集要項		
	4-2-5-07 大学独自の奨学金（つづけるくん）利用実績（R2）		
	4-2-5-08 滋賀大学大学院データサイエンス研究科奨学金制度		

	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-09 国立大学法人滋賀大学学則（抜粋：入学料免除）		
	4-2-5-10 国立大学法人滋賀大学入学料の免除及び徴収猶予規程		
	4-2-5-11 国立大学法人滋賀大学入学料免除及び徴収猶予選考基準		
	4-2-5-12 国立大学法人滋賀大学学則（抜粋：授業料免除）		
	4-2-5-13 国立大学法人滋賀大学授業料等の免除及び徴収猶予規程		
	4-2-5-14 国立大学法人滋賀大学授業料免除選考基準		
	4-2-5-15 国立大学法人滋賀大学授業料免除選考基準の運用について（その1）（非公表）		
	4-2-5-16 国立大学法人滋賀大学授業料免除選考基準の運用について（その2）（非公表）		
	4-2-5-17 国立大学法人滋賀大学授業料免除選考基準の運用について（その2）別表第1 全額免除にかかる収入基準額表（非公表）		
	4-2-5-18 国立大学法人滋賀大学授業料免除選考基準の運用について（その2）別添 総所得金額の算定方法（非公表）		
	4-2-5-19 国立大学法人滋賀大学授業料免除選考基準の運用について（その3）（非公表）		
	4-2-5-20 令和2年度入学手続要項【学部：抜粋】		
	4-2-5-21 令和2年度入学手続要項【大学院：抜粋】		
	4-2-5-22 【掲示】令和2年度後期授業料免除		
	4-2-5-23 【サクセスWeb】令和2年度後期授業料免除		
	4-2-5-24 【配布】令和2年度後期授業料免除		
	4-2-5-25 入学料・授業料免除実績（R2前期）		
	4-2-5-26 授業料免除実績（R2後期）		
	・学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-27 国立大学法人滋賀大学学寮規程		
	4-2-5-28 偲聖寮・平津ヶ丘寮の概要		
	4-2-5-29 令和2年度学寮入寮者数（20200401現在）（非公表）		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-30 令和2年度地方公共団体等奨学金受給者一覧（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目4-2-3] ・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況を示す根拠資料について、令和2年度において新型コロナウイルス感染症の影響により実施困難となったものは、過年度（平常時）の資料を示している。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
〔活動取組4-2-A〕新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた留学生支援 ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年4月に来日できていなかった留学生について、国際交流課と学務課が連携して就学に係る相談・支援を実施するとともに、令和2年3月に卒業・修了後、帰国できなくなった留学生に関しては、ビザの特例取り扱いの周知、状況の把握に努め、適切に帰国ができるよう支援した。 ・県内の大学と連携し、留学生を対象とした就職活動ガイダンスを令和2年度に2回実施した。本学就職支援室教員の「日本での就職活動について～コロナの影響を考慮して～」と題した講義や、本学を卒業し日本の企業に就職した留学生からの就職活動体験談の報告、就職活動に関する情報交換等を行った。	4-2-A-01 留学生対象就職活動ガイダンス		
	4-2-B-01 基金リーフレット「きらきら輝く滋賀大学基金」ご寄附のお願い		
〔活動取組4-2-B〕「きらきら輝く滋賀大学基金」を活用した学生の課外活動支援・留学生支援 ・学生の課外活動支援充実を図るため、滋賀大学基金に「スポーツ・文化活動基金」を創設することを決定し、この基金の充実を図るため幅広く広報を行い、令和2年度より複数の課外活動団体へ寄附が集まってきている。 ・滋賀大学基金を財源とした「私費外国人留学生対象奨学金」制度を整備し、令和2年度より支援を開始した。	4-2-3-07 「国立大学法人滋賀大学基金による私費外国人留学生対象奨学金」実施要項		再掲
	4-2-4-03 令和2年度個別支援チーム設置状況（非公表）		再掲
〔活動取組4-2-C〕個別支援チームの設置等の取組 ・障害学生支援のための個別支援チームを設置し、修学相談等のチーム会議を開催するとともに、教育実習・教員採用試験に向けた支援、講義担当教員との情報共有、学期当初における修学支援（履修時間割の作成支援等）、オンライン授業に伴う修学相談・カウンセリング等を実施した。 ・障害がある学生の講義の受講をサポートするため、令和元年度に学生・教職員を対象にした「ポイントテイク養成講座」を開催し、肢体不自由学生の代筆、ノート作成等を行うことのできるサポーターの養成を行った。	4-2-C-01 ポイントテイク養成講座開催報告		
	4-2-D-01 アントレプレナーシップセミナー開催報告		
〔活動取組4-2-D〕起業等新しいビジネスを考える学生たちへの支援 ・学生の視野を広げビジネスイノベーションへの意識を涵養するため、アントレプレナーシップセミナーや起業相談会を実施するなどアントレプレナーシップ教育を開始した。 ・本学の教育研究に基づく新たな技術やビジネス手法をもとにして設立した企業を「滋賀大学発ベンチャー」として認定・支援する制度を設けた。認定第1号企業は教育学研究科生による「（株）イヴケア」で、研究分野のストレスチェックのビジネス化を図るものとして多方面から高い評価を受けている。第2号企業は、令和2年度に現役データサイエンス学部生が地域データコンサルティング事業を展開する「合同会社mitei」として立ち上げたもので、新聞・テレビ等でも取り上げられている。	4-2-D-02 滋賀大発ベンチャーCEOが「30 UNDER 30 JAPAN 2020」に選出		
	4-2-D-03 データサイエンス学部1期生が起業・本学発ベンチャーに認定		
	4-2-D-04 滋賀県近未来等社会実装推進事業補助金の採択結果		
	4-2-D-05 ニュービジネス奨励金「しがぎん野の花賞」の決定（令和2年度）（非公表）		
	4-2-E-01 滋賀大学給付型奨学金（新型コロナウイルス感染症対策）の募集について		
〔活動取組4-2-E〕コロナ禍における奨学金の給付・オンライン授業等への対応 ・新型コロナウイルス感染拡大を受け、家計が急変した学生に対する奨学金の給付や、オンライン授業に使用するパソコン等の学生への貸出しを行ったほか、「オンライン授業に関する学生サポート窓口」や「学生相談総合窓口」を開設し、コロナ禍における学生への相談体制を整備した。	4-2-E-02 新型コロナウイルス感染に対する本学の対応について（学生の方へ）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

〔活動取組 4－2－B〕「「きらきら輝く滋賀大学基金」を活用した学生の課外活動支援・留学生支援」に係る成果

・特定の部活動への支援を含め、学生の課外活動を支援する基金を新設し、令和2年度中に5,890千円の寄附があった。また、留学生支援を目的とした私費外国人留学生対象奨学金により、令和2年度には留学生5名に計250千円の支援を行った。

（再掲）4-2-B-01_基金リーフレット「きらきら輝く滋賀大学基金」ご寄附のお願い

（再掲）4-2-3-07_「国立大学法人滋賀大学基金による私費外国人留学生対象奨学金」実施要項

〔活動取組 4－2－D〕「起業等新しいビジネスを考える学生たちへの支援」に係る成果

・滋賀大学発ベンチャー第1号企業「（株）イヴケア」は、令和2年度滋賀県近未来等社会実装推進事業補助金に採択され、コロナ禍における新たなメンタルヘルスケアサービスの創出に向けた事業を進めている。代表取締役は、次世代を担う若者としてForbes JAPANの「30 UNDER 30 JAPAN 2020」に選出されるなど、イヴケアでの活動が高く評価されている。

・第2号企業「合同会社mitei」は、データ分析等の事業を展開し、地元企業の課題解決に貢献している。また、地元金融機関のビジネスプランコンテストで受賞するなど、高い評価を得ている。

（再掲）4-2-D-02_滋賀大発ベンチャーCEOが「30 UNDER 30 JAPAN 2020」に選出

（再掲）4-2-D-03_データサイエンス学部1期生が起業・本学発ベンチャーに認定

（再掲）4-2-D-04_滋賀県近未来等社会実装推進事業補助金の採択結果

（再掲）4-2-D-05_ニュービジネス奨励金「しがぎん野の花賞」の決定（令和2年度）

〔活動取組 4－2－E〕「コロナ禍における奨学金の給付・オンライン授業等への対応」に係る成果

・新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変した学生に対し「滋賀大学給付型奨学金（新型コロナウイルス感染症対策）」の募集を行い、寄附金を財源とした大学独自予算により15名に10万円（計150万円）を給付した。

（再掲）4-2-E-01_滋賀大学給付型奨学金（新型コロナウイルス感染症対策）の募集について

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

 : 「該当なし」

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5－1－1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー（全学）		
	5-1-1-02 アドミッション・ポリシー（教育学部）		
	5-1-1-03 アドミッション・ポリシー（経済学部）		
	5-1-1-04 アドミッション・ポリシー（データサイエンス学部）		
	5-1-1-05 アドミッション・ポリシー（教育学研究科）		
	5-1-1-06 アドミッション・ポリシー（経済学研究科）		
	5-1-1-07 アドミッション・ポリシー（データサイエンス研究科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	5-2-1-01 令和3年度 一般選抜学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-02 令和3年度 学校推薦型選抜学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-03 令和3年度 私費外国人留学生選抜学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-04 令和3年度 総合型選抜学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-05 令和3年度 3年次編入学生募集要項（経済学部）（非公表）		
	5-2-1-06 令和3年度 3年次編入学生募集要項（経済学部 ダブルディグリー・プログラム）（非公表）		
	5-2-1-07 令和3年度 帰国生徒選抜学生募集要項（教育学部）（非公表）		
	5-2-1-08 令和3年度 社会人選抜学生募集要項（教育学部）（非公表）		
	5-2-1-09 令和3年度 大学院教育学研究科学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-10 令和3年度 大学院経済学研究科博士前期課程（夏季募集）学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-11 令和3年度 大学院経済学研究科博士前期課程（冬季募集）学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-12 令和2年度 大学院経済学研究科博士前期課程（5.5年連携一貫教育）学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-13 令和3年度 大学院経済学研究科博士前期課程（ダブルディグリー・プログラム）学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-14 令和3年度 大学院経済学研究科博士前期課程（5年一貫制）大学院進学審査要項（非公表）		
	5-2-1-15 令和3年度 大学院経済学研究科博士後期課程学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-16 令和3年度 大学院データサイエンス研究科博士前期課程学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-17 令和3年度 大学院データサイエンス研究科博士後期課程学生募集要項（非公表）		
	5-2-1-18 令和3年度 特別支援教育専攻科学生募集要項（非公表）		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-19 令和3年度 滋賀大学教育学部入学試験 前期日程 実施要領（非公表）		
	5-2-1-20 令和3年度 滋賀大学教育学部入学試験 前期日程 グループ面接実施要領（非公表）		
	5-2-1-21 令和3年度 滋賀大学教育学部一般推薦・地域推薦・帰国生徒・社会人選抜実施要領（非公表）		
	5-2-1-22 教育学部学校推薦型選抜（一般・地域）面接委員個人表・受験生別集計表（非公表）		
	5-2-1-23 教育学部帰国生徒選抜面接委員個人表・受験生別集計表（非公表）		
	5-2-1-24 教育学部社会人選抜面接委員個人表・受験生別集計表（非公表）		

5-2-1-25 令和3年度 滋賀大学教育学部私費外国人留学生選抜実施要領（非公表）		
5-2-1-26 教育学部私費外国人留学生入学試験口述試験採点委員個人表・受験生別集計表（非公表）		
5-2-1-27 令和3年度 滋賀大学教育学部総合型選抜（第2次選抜）実施要領（非公表）		
5-2-1-28 教育学部総合型選抜（第2次選抜）ポスター発表（質疑応答を含む）採点委員個人表・受験生別集計表（非公表）		
5-2-1-29 令和3年度 滋賀大学経済学部学校推薦型選抜（2次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-30 面接試験評価シート（経済学部学校推薦型選抜）（非公表）		
5-2-1-31 令和3年度 滋賀大学経済学部私費外国人留学生選抜実施要項（非公表）		
5-2-1-32 令和3年度 滋賀大学経済学部総合型選抜【資格・検定型】・【課題図書型】（2次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-33 滋賀大学経済学部総合型選抜【課題図書型】ループリック（非公表）		
5-2-1-34 令和3年度 滋賀大学経済学部3年次編入学試験（2次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-35 令和3年度 滋賀大学経済学部総合型選抜（夜間主コース）（2次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-36 令和3年度 滋賀大学データサイエンス学部総合型選抜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（第2次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-37 滋賀大学データサイエンス学部総合型選抜Ⅰ面接採点表（非公表）		
5-2-1-38 令和3年度 大学院教育学研究科入学試験（10月入試）実施要領（非公表）		
5-2-1-39 口述試験評価表・採点表（大学院教育学研究科（10月入試））（非公表）		
5-2-1-40 令和3年度 大学院経済学研究科入学試験実施要領（夏季募集）（非公表）		
5-2-1-41 面接にあたってのお願い（大学院経済学研究科博士前期課程）（非公表）		
5-2-1-42 令和3年度 大学院経済学研究科入学試験実施要領（冬季募集・5年一貫制）（非公表）		
5-2-1-43 令和2年度 大学院経済学研究科（博士前期課程）5.5年連携一貫教育プログラムに基づく推薦入試実施要領（非公表）		
5-2-1-44 令和3年度 大学院経済学研究科（博士前期課程）ダブルディグリー・プログラムに基づく推薦入学試験実施要項（非公表）		
5-2-1-45 令和3年度 大学院経済学研究科（博士後期課程）入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-46 面接にあたってのお願い（大学院経済学研究科博士後期課程）（非公表）		
5-2-1-47 令和3年度 大学院データサイエンス研究科（博士前期課程）入学試験実施要領（早期特別入試）（非公表）		
5-2-1-48 面接基準表（大学院データサイエンス研究科博士前期課程）（非公表）		
5-2-1-49 令和3年度 大学院データサイエンス研究科（博士前期課程）入学試験実施要領（一般入試・派遣社会人）（非公表）		
5-2-1-50 令和3年度 大学院データサイエンス研究科（博士後期課程）入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-51 令和3年度 滋賀大学特別支援教育専攻科入学試験実施要領（非公表）		
5-2-1-52 口述試験委員個人表・受験生別集計表（特別支援教育専攻科）（非公表）		

・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
2-1-3-08 国立大学法人滋賀大学入学試験委員会規程		再掲
5-2-1-53 令和3年度入学試験委員会名簿（非公表）		
・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-19 令和3年度 滋賀大学教育学部入学試験 前期日程 実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-54 令和3年度 滋賀大学教育学部入学試験 後期日程 実施要領（非公表）		
5-2-1-21 令和3年度 滋賀大学教育学部一般推薦・地域推薦・帰国生徒・社会人選抜実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-25 令和3年度 滋賀大学教育学部私費外国人留学生選抜実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-55 令和3年度 滋賀大学教育学部総合型選抜（第1次選抜）実施要領（非公表）		
5-2-1-27 令和3年度 滋賀大学教育学部総合型選抜（第2次選抜）実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-56 令和3年度 滋賀大学経済学部・データサイエンス学部（前期日程）実施要領（非公表）		
5-2-1-57 令和3年度 滋賀大学経済学部・データサイエンス学部（後期日程）実施要領（非公表）		
5-2-1-58 令和3年度 滋賀大学経済学部学校推薦型選抜・総合型選抜（夜間主コース）第1次選考実施要項（非公表）		
5-2-1-29 令和3年度 滋賀大学経済学部学校推薦型選抜（2次選考）実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-31 令和3年度 滋賀大学経済学部私費外国人留学生選抜実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-32 令和3年度 滋賀大学経済学部総合型選抜【資格・検定型】・【課題図書型】（2次選考）実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-34 令和3年度 滋賀大学経済学部3年次編入学試験（2次選考）実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-35 令和3年度 滋賀大学経済学部総合型選抜（夜間主コース）（2次選考）実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-59 令和3年度 滋賀大学データサイエンス学部総合型選抜Ⅰ・Ⅱ（第1次選考）実施要項（非公表）		
5-2-1-36 令和3年度 滋賀大学データサイエンス学部総合型選抜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（第2次選考）実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-38 令和3年度 大学院教育学研究科入学試験（10月入試）実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-40 令和3年度 大学院経済学研究科入学試験実施要領（夏季募集）（非公表）		再掲
5-2-1-42 令和3年度 大学院経済学研究科入学試験実施要領（冬季募集・5年一貫制）（非公表）		再掲
5-2-1-43 令和2年度 大学院経済学研究科（博士前期課程）5.5年連携一貫教育プログラムに基づく推薦入試実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-44 令和3年度 大学院経済学研究科（博士前期課程）ダブルディグリー・プログラムに基づく推薦入学試験実施要項（非公表）		再掲
5-2-1-45 令和3年度 大学院経済学研究科（博士後期課程）入学試験実施要領（非公表）		再掲
5-2-1-47 令和3年度 大学院データサイエンス研究科（博士前期課程）入学試験実施要領（早期特別入試）（非公表）		再掲

	5-2-1-49 令和3年度 大学院データサイエンス研究科（博士前期課程）入学試験実施要領（一般入試・派遣社会人）（非公表）		再掲
	5-2-1-50 令和3年度 大学院データサイエンス研究科（博士後期課程）入学試験実施要領（非公表）		再掲
	5-2-1-51 令和3年度 滋賀大学特別支援教育専攻科入学試験実施要領（非公表）		再掲
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-60 2021 年度（令和3年度）滋賀大学入学者選抜の見直しに係る予告について（まとめ）（令和2年3月31日公表）（非公表）		
	5-2-1-61 平成33年度滋賀大学入学者選抜の見直しに係る予告について（平成30年7月24日公表）（非公表）		
〔分析項目5-2-2〕 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-08 国立大学法人滋賀大学入学試験委員会規程	第2条	再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 令和3年度第1回入学試験委員会（議題）（非公表）		
	5-2-2-02 令和3年度第1回入学試験委員会（資料11）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
〔活動取組5-2-A〕新入生意識等調査の実施 ・大学戦略IR室を中心に、学部新入生を対象とした「新入生意識等調査」を令和元年度より実施し、本学を志望した動機や入学を決めた理由等について調査・分析した。令和2年度には、高大接続・入試センター教員による入学者追跡調査（入試広報及び入学前教育の効果に関する分析）を行った。	2-2-4-07 新入生意識等調査実施要領		再掲
	2-3-3-07 新入生意識等調査結果速報値（令和元～3年度）（非公表）		再掲
	2-3-2-15 令和元年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		再掲
	2-3-2-16 令和2年度大学戦略IR室活動報告（非公表）		再掲
〔活動取組5-2-B〕オンライン講座受講型の総合型選抜（AO入試）の実施 ・平成29年度設置のデータサイエンス学部では、国立大学初の取組として、大規模公開オンライン講座（MOOC）の受講を課題とする「オンライン講座受講型」のAO入試（令和3年度現在は「総合型選抜」）を実施した。志願者がMOOC教材を視聴し、レポートに関するプレゼンテーションを含む面接を実施するなど、学力の3要素を多面的・総合的に評価するための入学者選抜を行った。	5-2-B-01 オンライン講座受講型のAO入試の実施（非公表）		
〔活動取組5-2-C〕教育学部の特色ある総合型選抜 ・教育学部では、学校教員になろうとする強い意欲に加えて、論理的に考えて判断し表現する力、対話や議論をする力に重点をおき、大学入学共通テストは課さず、小論文、ポスター発表の成績に基づいて可否を判定する総合型選抜を導入した。	5-2-C-01 滋賀大学教育学部令和3年度総合型選抜（旧名称・AO入試）について		

〔活動取組 5－2－D〕データサイエンス研究科の入学者選抜 ・令和元年度設置のデータサイエンス研究科において、多様なバックグラウンドを持つ人材を評価するため、一般入試に加え、派遣社会人入試を実施した。派遣社会人入試の第1次選考では、研究計画書、実務経験書からデータサイエンスを修めるための基礎的な知識・技能を評価し基礎力の有無を判定するなど、企業における実務経験を勘案した学生選抜を行っている。	5-2-D-01 データサイエンス研究科の入学者選抜		
〔活動取組 5－2－E〕高大接続連携の展開 ・本学としては初となる、県外高校との連携協定を香川県立観音寺第一高校との間で締結した。同校は、令和元年度のスーパーサイエンスハイスクール「科学技術人材育成重点校」の指定を受けた高校であり、データサイエンス分野での人的交流や知的資源等の相互活用について、TV会議システムなどICT機器を活用した新しい高大連携スタイルの確立に向けた連携協力を行う体制を構築した。令和2年度には、同じくスーパーサイエンスハイスクール事業を実施している島根県立松江南高校や、兵庫県立姫路西高校とも連携協定を結ぶなど、高大接続連携を県内外に展開している。	5-2-E-01 データサイエンス学部の高大連携による教育支援		
	5-2-E-02 本学連携高校がスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会で入賞		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組 5－2－B〕「オンライン講座受講型の総合型選抜（AO入試）の実施」に係る成果 ・データサイエンス学部では、多様な能力を持つ人材を適切な方法で評価する入学者選抜制度を導入し、AO入試（令和3年度現在は「総合型選抜」）の志願者数は大きく増加している。平成29年度入学者選抜の志願者数17名に対し、令和3年度の総合型選抜では89名が志願し、平成29年度比5倍以上の増加となっている。 （再掲）5-2-B-01_オンライン講座受講型のAO入試の実施（非公表） 〔活動取組 5－2－E〕「高大接続連携の展開」に係る成果 ・本学としては初となる、県外高校との連携協定を結んだ香川県立観音寺第一高校に統計的探究活動を指導し、令和元年8月に開催されたスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会において、同校の生徒たちが取り組んだ「『無難に外角一辺倒』を統計的に検証する」の研究発表が「審査委員長賞」を受賞した。この研究は、プロ野球における配球のデータを集め、アウトがとれる配球パターンを統計的に見つけたものである。 （再掲）5-2-E-02_本学連携高校がスーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会で入賞			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5－3－1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 経済学研究科改組プラン（社会人向けプログラム設置）（非公表）		
	5-3-1-02 特別支援教育専攻科ホームページの見直し		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 5－3－1] ・ 本学は、第3期中期目標期間に文理融合型大学への転換を目標として定め、平成29年度に日本初のデータサイエンス学部、令和元年度にデータサイエンス研究科を設置した。同研究科の設置にあたっては、経済学研究科を含めた学生定員の見直しを伴って実現した。 ・ 経済学研究科では入学定員の適正規模について見直しを進めてきており、博士前期課程では平成26年度、令和元年度に各10名ずつの定員減を実施済である。また、同研究科博士後期課程においては、令和2年度に6名から3名へ減員しており、令和3年度入学者は定員を充足している。 ・ 経済学研究科博士前期課程では、志願者増、入学者増のための方策の一環として、データサイエンス研究科との連携による新たな専修プログラム（社会人を対象とした1年制プログラム）を令和4年度から開始することを予定している。 ・ 特別支援教育専攻科では、入学定員充足率の改善に向け、専攻科ホームページの改修を実施した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 5－3－A] 社会の要請に対応したデータサイエンス研究科の設置及び定員拡大 ・ 令和元年度、Society5.0時代に対応した高度データサイエンス人材育成と企業人材の高度化ニーズに対応するため、データサイエンス研究科設置をデータサイエンス学部完成を待たず前倒しで行った。同研究科設置にあたっては、学内再編により定員を捻出して実現した。さらに令和2年度には、同研究科に博士後期課程も前期課程の完成を待たず前倒しで開設した。 ・ 令和2年度末のデータサイエンス学部完成を踏まえ、令和3年度入学者選抜よりデータサイエンス研究科博士前期課程入学定員を倍増（20名→40名）した。	5-3-A-01 令和3年度滋賀大学大学院入学者選抜状況		
	5-3-A-02 令和3年度データサイエンス研究科博士前期課程定員拡充（DS View2021）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組 5－3－A] 「社会の要請に対応したデータサイエンス研究科の設置及び定員拡大」に係る成果 ・ データサイエンス研究科博士前期課程では、多様なバックグラウンドを持つ人材を多面的に評価するため導入した派遣社会人入試により、1期生23名のうち19名は、企業等から派遣された社会人となった。また、同研究科博士前期課程の入学定員を20名から40名に拡大した令和3年度入学者選抜では、53名の志願者があった。データサイエンス研究科は様々な業種の企業・政府派遣の社会人が集い、それぞれの経験したデータ活用手法も異なることから、異分野交流によるオープンイノベティブな環境が形成されている。 （再掲）5-3-A-01_令和3年度滋賀大学大学院入学者選抜状況 （再掲）5-3-A-02_令和3年度データサイエンス研究科博士前期課程定員拡充（DS View2021）			
【改善を要する事項】 該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

滋賀大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6－1	基準 6－2	基準 6－3	基準 6－4	基準 6－5	基準 6－6	基準 6－7	基準 6－8	備考
01	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり： 国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）を受けている。								
02	経済学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり： 国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）を受けている。								
03	データサイエンス学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり： 国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）を受けている。								
04	教育学研究科高度教職実践専攻	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている			満たしている		教職大学院認証評価（教員養成評価機構）による適合認定を受けている。 上記の評価を受けているが、評価受審後、新たなコースを拡充したため、当該変更箇所について分析をおこなう。 基準6－5、6－6、6－8については、既存の規定等に重大な変更はないため、上記評価を自己評価に代える。
05	経済学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり： 国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）を受けている。								
06	データサイエンス研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている		博士前期課程については、国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）を受けている。 上記の評価を受けているが、令和2年度に博士後期課程を設置したため、当該課程について分析をおこなう。 博士後期課程については、学年進行中（令和4年度完成）のため、基準6－8は該当しない。
07	教育学研究科（修士課程）									令和3年度募集停止

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-3-A] 「教育参加カリキュラム」の開設 ・教員を目指す学生が実践的な指導力を身につけることを目的として、教育実習と教育体験の2つのプログラムから構成される教育参加科目を体系的にまとめた「教育参加カリキュラム」を開設し、入学年次から卒業年次までの継続したきめ細かな指導・助言ができる体制を整えている。	6-3-A-01 (01)教育参加カリキュラム概要（教育参加ハンドブック抜粋）		
	6-3-A-02 (01)教育参加カリキュラム日程（附属学校関係）（非公表）		
	6-3-A-03 (01)教育参加カリキュラム日程（栗東市立小・中学校関係）（非公表）		
	6-3-A-04 (01)教育参加カリキュラム日程（守山市立小・中学校関係）（非公表）		
	6-3-A-05 (01)教育参加カリキュラム日程（大津市立小・中学校関係）（非公表）		
[活動取組6-3-B] 大学入門セミナー運営部会の取組 ・1年次前期の必修科目として「大学入門セミナー」を設け、新入生20名程度の小クラス編成（12クラス）によって人間関係を形成しながら初年次教育を行っている。大学での学びに必要なプレゼンテーション、レポート作成、ディスカッションのスキル（技術）をグループワークと授業外学習を通して学んでいる。文献引用の重要性や出典明示義務、著作権などの研究倫理を鍛える課題と双方向型の演習を行い、自発的な学習習慣と思考力・判断力・表現力の育成を目指している。	6-3-B-01 (01)大学入門セミナー科目一覧		
	6-3-B-02 (01)大学入門セミナーシラバス		
	6-3-B-03 (01)滋賀大学教育学部大学入門セミナー運営部会要項		
	6-3-B-04 (01)テキストと授業の修正の記録		
	6-3-B-05 (01)授業外学習を促進する練習問題と課題		
[活動取組6-3-C] データサイエンス科目の新設 ・本学の理念「文理融合」の実現を目指し、全学共通教養科目の自然科学分野に「数理・データサイエンス・AI領域」を位置づけ、平成30年度に「データサイエンスへの招待」を、令和元年度に「データサイエンスへの招待演習」を新設するとともに、これまでも開講してきた必修科目「メディアツール活用法」では令和元年度から授業内でデータサイエンス領域を扱っている。このように、学生が将来教員になった際に適切にデータを収集し、加工、処理、分析、解釈して活用できるよう、実社会におけるデータサイエンスの基礎的知識を習得する機会を設けた。	6-3-C-01 (01)教育学部規程別表第1(抜粋)		
	6-3-C-02 (01)メディアツール活用法シラバス		
[活動取組6-3-D] 「教育データサイエンティスト養成プログラム」の新設 ・教育データ解析のためのプログラミングなどICT活用に関する豊かな技能と指導能力を持つとともに、子どもの学習状況や学習環境など多様なデータを分析・活用できる人材の養成を目指し、令和2年度に「教育データサイエンティスト養成プログラム」を導入した。本プログラムでは、学生がデータサイエンスの4領域7科目を履修するとともに、統計検定3級以上とITパスポートの資格を取得すると、本学が認定する教育データサイエンティストの資格が授与される。	6-3-D-01 (01)教育データサイエンティスト養成プログラム		
	6-3-D-02 (01)教育データサイエンス領域科目延べ単位取得者数（非公表）		
[活動取組6-3-E] 附属学校園と協力した研究の実施 ・幼小連携および小中連携に関わる教育課題に取り組むことのできる教員の養成を目指し、附属学校園と共同して、プロジェクト研究「国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業・校種間連携（幼小連携）（平成29、30年度）」に取り組み、その研究成果を生かしたカリキュラムを取り入れた科目（例えば初等教育コース必修科目「初等生活科内容学」、初等教育コース算数専修および中等教育コース数学専攻必修科目「数学教育の基礎」）を実施している。	6-3-E-01 (01)国立教育政策研究所 教育課程研究指定校事業・校種間連携報告書（平成29年度）		
	6-3-E-02 (01)国立教育政策研究所 教育課程研究指定校事業・校種間連携報告書（平成30年度）		
	6-3-E-03 (01)初等生活科内容学シラバス		
	6-3-E-04 (01)数学教育の基礎シラバス		

〔活動取組6－3－F〕初等教育コースの再編 ・小学校教員を養成する初等教育コース専攻について、子どもの心や行動に関する問題について広範囲に対応できる教員の養成を目指す学校心理専攻と、臨床的な実践力の育成を目指す学校臨床専攻の両者の強みを併せ持つ教育心理実践専攻を令和元年度に新たに開設した。理論面・実践面双方の心理学的素養を備え、理論と実践の往還ができる資質を併せ持つ教員の養成を目指している。	6-3-F-01_(01)初等教育コースの再編等について（非公表）	
【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組6－3－B〕「大学入門セミナー運営部会の取組」に係る成果 ・教育学部では、大学入門セミナー運営部会を組織し、授業の経験や学生による授業評価アンケートの結果をフィードバックさせ、運営部会で検討しながら入門セミナーのテキストと授業の内容を毎年少しずつ修正している。授業外学習に重点を置いたアクティブ・ラーニング型の練習問題と課題を通して、自発的な学習と事実に基づいた主張や議論が行えるように内容を洗練させている。 （再掲）6-3-B-03_(01)滋賀大学教育学部大学入門セミナー運営部会要項 （再掲）6-3-B-04_(01)テキストと授業の修正の記録 （再掲）6-3-B-05_(01)授業外学習を促進する練習問題と課題 〔活動取組6－3－D〕「教育データサイエンティスト養成プログラム」の新設に係る成果 ・令和2年度より導入した「教育データサイエンティスト養成プログラム」は、4年間の修得プログラムとなっているため修了者はまだ出ていないが、関連するデータサイエンス領域科目について、令和2年度春学期・秋学期合わせて延べ463名の学生が単位修得した。 （再掲）6-3-D-01_(01)教育データサイエンティスト養成プログラム （再掲）6-3-D-02_(01)教育データサイエンス領域科目延べ単位取得者数（非公表）		

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組 6－4－A】アクティブ・ラーニングに関する取組 ・学部の特性に応じたICT活用や学生の授業外学習の促進、アクティブ・ラーニング型授業力の向上等を目指し、学部授業の改革を進めるとともに、アクティブ・ラーニング支援教員を配置した。大津キャンパスにおける令和元年度FDセミナー「3つのポリシーと学修成果の可視化」の開催、教育実践優秀賞受賞者によるFD研修の実施などの取組により、優れた成果を教員全体で共有し、授業改善を行う仕組みを構築している。	6-4-A-01 (01)令和3年度第1回教育推進部門会議資料（アクティブ・ラーニング支援教員）（非公表）		
	6-4-A-02 (01)令和3年度アクティブ・ラーニング支援教員一覧（非公表）		
	6-4-A-03 (01)FDセミナー（令和元年度）開催報告		
	2-5-B-02 教育実践優秀賞受賞者報告会（FD研修）の実施（教育学部）		再掲
	6-4-A-04 (01)アクティブ・ラーニング科目の開講科目数（教育学部）		
【活動取組 6－4－B】コロナ禍での授業実施に関する取組 ・令和2年度春学期においては、学務委員会、大学入門セミナー運営部会等が協働・連携して新入生に対するオンライン授業の実施方法等を検討し、SULMS（Moodle）を用いたオンデマンド授業の研修会をおこなった上で「大学入門セミナー」オンライン授業を先行実施した。また、遠隔授業ツールに詳しい教員によるZoomを用いたオンライン授業に係る研修会等を実施するなどし、4月20日からの授業の全面オンライン化を実現させた。秋学期は、一部の授業を除いて対面授業を原則とし、感染拡大防止の対策をとった上で、約9割の科目を対面で開講した。	6-4-B-01 (01)SULMS上の教員用オンライン授業のためのオンライン学習コース		
	6-4-B-02 (01)NHKテレビで教育学部教員のオンライン授業の取組みが紹介		
【活動取組 6－4－C】STEAM教育に関する取組 ・教育学部教授（STEAM教育担当の学長補佐）らが解説するオンライン公開講座「はじめてのSTEAM教育」の令和3年4月配信開始に先立ち、学内者向けのSTEAM教育の体験型ブースを大津キャンパスに設置し、ボードゲームやアウトドア体験によって学生・教職員がSTEAM教育について理解を深める機会を提供した。	6-4-C-01 (01)STEAM教育の体験型ブースを設置		
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組 6－4－A】「アクティブ・ラーニングに関する取組」に係る成果 ・教育学部では、アクティブ・ラーニングの普及と充実のための取組として、外部講師を招いたFD研修を開催してICTを用いたアクティブ・ラーニングの事例紹介を行った。さらに、受講した教員が授業を工夫して全学で実施している教育実践優秀賞に応募し、その受賞者の取組を教授会の時間を用いて多くの教員に紹介している。こうした取組の継続により、ICTを活用した授業外学習やアクティブ・ラーニング型の授業への理解が深まっており、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業科目数は着実に増加している。 （再掲）6-4-A-03_(01)FDセミナー（令和元年度）開催報告 （再掲）2-5-B-02_教育実践優秀賞受賞者報告会（FD研修）の実施（教育学部） （再掲）6-4-A-04_(01)アクティブ・ラーニング科目の開講科目数（教育学部） 【活動取組 6－4－B】「コロナ禍での授業実施に関する取組」に係る成果 ・一方通行となりがちなオンライン授業において、受講生からの質問や受講生同士の情報交換に対応できるよう、Microsoft TeamsやZoomを用いたリアルタイムの画面共有型オンライン授業や、SULMS（Moodle）のチャット機能やフォーラム機能も利用した資料提示型オンデマンド授業など、多様な形態を展開した。特に、本学教員が用意した道具を学生に郵送し、自宅で実験を行いビデオ通話で互いの実験を共有するといった先駆的な実習実験を行う取組については、他大学の先陣を切った内容としてNHKテレビでも紹介された。 （再掲）6-4-B-02_(01)NHKテレビで教育学部教員のオンライン授業の取組みが紹介			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
〔活動取組6-5-A〕個別支援チームによる障害学生支援 ・本学部に個別支援チームを立ち上げて障害学生を交えた打合せを開催し、必要な支援の把握及び実施方法の検討を行っている。また、実施結果を把握した上でさらなる支援に向けた改善を行っている。視覚障害学生や聴覚障害学生の通常授業の履修はもとより、教育実習の実施に際しても円滑に進めることができている。	6-5-A-01 (01)個別支援チーム打合せレジュメ（非公表）			
〔活動取組6-5-B〕滋賀県教育委員会と連携したフォーラムの開催 ・平成29年度に本学部と滋賀県教育委員会とで教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進を目的とした「人材育成専門委員会」を立ち上げ、随時、意見交換を行っている。本取組の一環として、令和2年2月には、滋賀県教育委員会と連携し、「第1回 教員育成フォーラム『教員育成指標と入職前（準備ステージ）教師教育の現在とこれから』」を開催した。	6-5-B-01 (01)滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会人材育成専門委員会要項 6-5-B-02 (01)教員育成フォーラムの開催報告			
〔活動取組6-5-C〕実践的かつ体験的な授業の実施 ・学生に対し、社会の一員としての意識を高めつつ豊かな社会を創造する意識を持たせるとともに、科学的・情意的な側面について深く学習させることを目的として、実践的かつ体験的な授業を実施している。令和元年度には、「日本国憲法」と「家庭経営学」の合同授業の形式で裁判官と裁判員経験者を招いた講演会を実施し、300名を超える学生が裁判員制度に対する理解を深めた。また、4年次後期の必修科目である「教職実践演習」では、内閣府が組織する知財創造教育推進地域コンソーシアムの実践者を講師に招き、知財創造教育の特別講義を開催した。さらに、「初等生活科内容学」の授業では、滋賀県獣医師会と連携した学校動物飼育に関する講義と実習を行っている。	6-5-C-01 (01)講演会「裁判員制度10周年を迎えて」開催報告			
	6-5-C-02 (01)知的創造教育に係る特別講義に関する記事（非公表）			
	6-5-C-03 (01)滋賀県獣医師会と連携した学校動物飼育に関する講義・実習報告			
〔活動取組6-5-D〕地域実習およびスクールサポーターの実施 ・公立小・中学校での地域実習および学校スクールサポーターを実施し、多くの学生が参加している。これまでの栗東市および守山市に加え、令和元年度からは大津市、令和2年度からは草津市での実習を開始した。	6-5-D-01 (01)栗東実習・守山実習・草津実習・大津実習について（教育参加ハンドブック抜粋）			
	6-5-D-02 (01)公立小・中学校におけるスクールサポーターに参加する学生数			
〔活動取組6-5-E〕滋賀大学学習管理システム（SULMS）の活用 ・教員が教材や資料等を保管・蓄積して学習者に配信するとともに、学習者の学習履歴や課題などの成績を統合的に管理する滋賀大学学習管理システム（SULMS）を運用している。	4-1-B-04 SULMSかんたんスタートガイド		再掲	
	4-1-B-06 滋賀大学学習管理システム(SULMS)利用コース数と利用教員数の推移（全学）		再掲	
	6-5-E-01 (00)SULMSアクセス数の推移(平成27年度～令和2年度)			
〔活動取組6-5-F〕体系的な履修指導・キャリア支援の取組 ・入学時から学生個人の志望や適正・能力に応じて、小学校教諭・中学校10教科の教諭、高等学校12教科の教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、またはその他の職業を主体的に選択し、複数免許の取得も促し、学校教員の社会的・職業的な役割を十分に理解した上で進路を決められるように丁寧な履修指導とキャリア支援を行っている。	6-5-F-01 (01)大学入門セミナー履修指導用配付資料（非公表）			
	6-5-F-02 (01)学校教育教員養成課程の専攻・専修所属について（非公表）			
	6-5-F-03 (01)キャリア支援室グループガイダンス用配付資料（非公表）			
	6-5-F-04 (01)キャリア支援・就職支援の充実（広報誌しがだい50号（令和元年7月））			
	6-5-F-05 (01)令和3年3月卒業生の就職状況（非公表）			
〔活動取組6-5-G〕全学的な無線LAN環境の整備 ・平成29年4月より、教室、図書館や福利厚生施設をシームレスな学習空間として、自主学習やグループワークに利用できるようにする環境の実現のため、無線LANが利用可能なエリアをキャンパス全体に広げる「キャンパス広域無線LAN」の運用を開始した。	4-1-G-01 無線LANアクセスポイントマップ		再掲	

【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組 6－5－B〕「滋賀県教育委員会と連携したフォーラムの開催」に係る成果 ・令和 2 年 2 月に滋賀県教育委員会と連携し、「第 1 回 教員育成フォーラム『教員育成指標と入職前（準備ステージ）教師教育の現在とこれから』」を開催した。フォーラムでは、学部段階の養成に携わる本学、若手教員へのステージ研修を担当する滋賀県総合教育センター、校内で教員を育成する学校現場の三者それぞれの立場から取組と課題について情報を交換し、さらなる連携強化に向けての課題の抽出も含め、相互理解を深めた。学部教員や県教委関係者以外に、大学院生や学部生も複数参加したことで学生への実践教育の場にもなった。 （再掲）6-5-B-02_(01) 教員育成フォーラムの開催報告 〔活動取組 6－5－D〕「地域実習およびスクールサポーターの実施」に係る成果 ・主免教育実習を実施する公立小・中学校が増加したこともあり、公立小・中学校におけるスクールサポーターに参加する学生数は、平成28年度の108名から令和 2 年度には159名に増加した。 （再掲）6-5-D-02_(01) 公立小・中学校におけるスクールサポーターに参加する学生数 〔活動取組 6－5－E〕「滋賀大学学習管理システム（SULMS）の活用」に係る成果 ・滋賀大学学習管理システム（SULMS）は、新型コロナウイルス感染症影響下でのオンライン授業にも大いに活用された。全学のSULMSを利用するコース数は、平成27年度に68コース、利用教員37名であったものが、令和 2 年度には1474コース、309名と飛躍的に増加している。そのうち、教育学部における令和 2 年度のSULMS利用コース数は677件にのぼると共に、学生・教員のSULMSアクセス数は約 8,072 千回（参考・平成27年度：約64千回）となっており、日々の授業で活用されていることが確認できる。 （再掲）4-1-B-06_滋賀大学学習管理システム(SULMS)利用コース数と利用教員数の推移（全学） （再掲）6-5-E-01_(00) SULMSアクセス数の推移（平成27年度～令和2年度） 〔活動取組 6－5－F〕「体系的な履修指導・キャリア支援の取組」に係る成果 ・大学入門科目「大学入門セミナー」において専攻専修ガイダンスや教員免許状取得に係る履修ガイダンス、専攻専修分属手続きと履修相談、「キャリア支援室」で新入生全員対象のグループガイダンス（面談）や就職カルテを用いた学生の進路に関する長期的個人フォロー、「学生センター」で各種実習のガイダンスと就職相談、「就職委員会」で 3 回生スタートアップセミナーや教員採用試験対策講座といった体系的な履修指導・キャリア支援の取組を実施することにより、本学部の教員採用率は、平成28年度～令和元年度の正規教員採用率ランキングでそれぞれ 5、10、7、7 位（全国国立教員養成大学・学部/文科省集計）と、例年高い水準に達している。 （再掲）6-5-F-01_(01) 大学入門セミナー履修指導用配付資料（非公表） （再掲）6-5-F-02_(01) 学校教育教員養成課程の専攻・専修所属について（非公表） （再掲）6-5-F-03_(01) キャリア支援室グループガイダンス用配布資料（非公表） （再掲）6-5-F-04_(01) キャリア支援・就職支援の充実（広報誌しがだい50号（令和元年7月）） （再掲）6-5-F-05_(01) 令和3年3月卒業生の就職状況（非公表）	
--	--

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔活動取組 6－7－A〕卒業論文の発表 ・提出した卒業論文をもとに、各専修・専攻の主担当・副担当の教員、1 年次生から 3 年次生までの学生が参加する卒業論文発表会や卒業演奏会、卒業制作展を専攻・専修別に全専攻・専修で開催している。	6-7-A-01_(01)卒業制作展開催		
	6-7-A-02_(01)卒業制作展チラシ		
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6_(01)領域6別紙様式		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	6_(01)領域6別紙様式		再掲
	6-8-2-01_(01)教員採用試験合格実績		
	6-8-2-02_(01)教育学部就職者状況一覧(R2)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A] 実践的な教員能力養成科目の開講 ・「教員養成研修」や「春季教職セミナー」といった実践的な教員能力を養成する科目を毎年開講している。「教職実践論Ⅰ」では、県教育界で指導的地位にあった本学部OB陣による、教育法規・学習指導要領・論文添削個別指導を行い、「教職実践論Ⅱ」では、採用試験の細部を知り尽くしたベテランOB陣による実践指導（集団討論・模擬授業・面接など）を2次試験直前まで実施している。	6-8-A-01_(01)教職実践論ⅠⅡスケジュール（令和2・3年度）		
	6-8-A-02_(01)教員就職率と教員養成試験対策講座等受講の有無別合格率		
[活動取組6-8-B] 連続的・多角的なキャリア支援事業の実施 ・教育学部では、キャリア支援室を中心に、学生センター、就職委員会、大学入門セミナー運営部会、教員養成課程運営委員会が連携・協働し、様々なガイダンスと履修指導、個別就職相談やカウンセリング、県教育界で指導的地位にあった本学OBや本学OB新任3年目教員を講師として招いた教職に関する情報提供や集団討論・面接指導等を適切な時期に実施している。	6-5-F-01_(01)大学入門セミナー履修指導用配付資料（非公表）		再掲
	6-5-F-02_(01)学校教育教員養成課程の専攻・専修所属について（非公表）		再掲
	6-5-F-03_(01)キャリア支援室グループガイダンス用配付資料（非公表）		再掲
	6-5-F-04_(01)キャリア支援・就職支援の充実（広報誌しがだい50号（令和元年7月））		再掲
	6-5-F-05_(01)令和3年3月卒業生の就職状況（非公表）		再掲
	6-8-A-02_(01)教員就職率と教員養成試験対策講座等受講の有無別合格率		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A] 「実践的な教員能力養成科目の開講」に係る成果 ・「教職実践論」、「教員養成研修」、「春季教職セミナー」の教員採用試験対策講座は例年多くの学生が受講し、参加した学生の教員就職率は非受講学生と比較して特に高くなっていることから、これらの講座が教員採用試験対策として活用されていることが確認できる。 （再掲）6-8-A-02_(01)教員就職率と教員養成試験対策講座等受講の有無別合格率			
[活動取組6-8-B] 「連続的・多角的なキャリア支援事業の実施」に係る成果 ・各部局の協働による連続的・多角的なキャリア支援の取組の成果として、本学部の過去3年間の教員就職率（正規＋臨時的任用）（進学者と保育士を除く）は、平成30年度69.1%、令和元年度68.6%、令和2年度74.3%と、教員養成系大学の中でも高い水準を保っている。 （再掲）6-5-F-01_(01)大学入門セミナー履修指導用配付資料（非公表） （再掲）6-5-F-02_(01)学校教育教員養成課程の専攻・専修所属について（非公表） （再掲）6-5-F-03_(01)キャリア支援室グループガイダンス用配布資料（非公表） （再掲）6-5-F-04_(01)キャリア支援・就職支援の充実（広報誌しがだい50号（令和元年7月）） （再掲）6-5-F-05_(01)令和3年3月卒業生の就職状況（非公表） （再掲）6-8-A-02_(01)教員就職率と教員養成試験対策講座等受講の有無別合格率			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【活動取組 6－3－A】学習類型の設定 ・ディプロマ・ポリシーの実現のための効果的な教育プログラムとして、5学科に加えて専門科目に関わる7つ(夜間主においては8つ)の履修モデル「学習類型」を設け、卒業要件として一つ以上を修得することを課し、学際的な広がりも含めながら学生の将来の進路等にも配慮した体系的な専門的能力の獲得を担保している。	6-3-A-01 (02)経済学部 カリキュラムマップ			
	6-3-A-02 (02)学習類型 (令和3年度経済学部履修案内)			
【活動取組 6－3－B】少人数演習科目の設置 ・能動的な学習姿勢を身につけるために、初年次の導入教育から、3年次以降の専門演習に至るまで、少人数の演習科目を設定している。特に専門演習では、ゼミナール大会等に積極的に参加し実績を残しており、また企業との共同研究も行っている。	6-3-B-01 (02)少人数教育 (経済学部 令和3年度学修navi)			
	6-3-B-02 (02)令和3年度経済学部入門セミナー日程と実施要領 (教授会資料R3.4.15) (非公表)			
	6-3-B-03 (02)ゼミナール大会等での実績を示す記事 (H30～R2)			
	6-3-B-04 (02)京都高島屋との共同研究発表会を実施			
	6-3-B-05 (02)京都高島屋との共同研究に関する報道 (非公表)			
	6-3-B-06 (02)嵯峨野観光鉄道との共同研究発表会を実施			
【活動取組 6－3－C】データサイエンス副専攻の設置 ・データサイエンス学部の発足に伴い、学部に「データサイエンス副専攻 (政策-ビジネス革新創出人材プログラム)」を新たに設定した。副専攻登録学生は、卒業までにデータサイエンス学部の科目群を、30単位を上限として、卒業要件単位に参入できることとしている。令和2年度には20名の登録学生がデータサイエンス学部の専門科目を計188単位修得した。	6-3-C-01 (02)政策-ビジネス革新創出人材プログラム			
【活動取組 6－3－D】PBL型実践授業 ・地域連携教育推進室では、彦根商工会議所を中心とした地元経済団体をはじめとする諸団体とのコラボレーションによる課題解決型の実践授業を実施している。具体的には、「SDGsプロジェクト-持続可能性×私でマルシェを企画しよう」「不登校プロジェクト-多様な学びのあり方を学び、居場所づくりを考えよう」「私たちと政治-市議会議員への取材記事の制作とワークショップの実践を通じて」「認知症をめぐる共生社会構築のためのプロジェクト」などの「プロジェクト科目」を多数開講し、平成28年度以降、延1,500名を超える学生が受講した。	6-3-D-01 (02)プロジェクト科目募集ポスター (R3)			
	6-3-D-02 (02)令和2年度プロジェクト科目活動報告			
	6-3-D-03 (02)プロジェクト科目等の地域連携教育推進室の取り組みから起業・就職につながった事例 (非公表)			
	6-3-D-04 (02)経済学部卒業生が滋賀銀行のニュービジネス奨励金「SDGs賞」を受賞			
【活動取組 6－3－E】共創グローバル人材プログラムの設置 ・留学生と日本人学生がともに学び、互いに異文化を理解して世界で活躍できる人材を育成するプログラムとして、従来の「グローバル人材育成コース」を発展させた「共創グローバル人材プログラム」を平成29年度に設置し、令和元年度からは国内学生定員を20名に倍増した。本プログラムでは、留学生を交えた少人数授業や企業とのインターンシップを積極的に取り入れている。	6-3-E-01 (02)共創グローバル人材プログラム			
	6-3-E-02 (02)共創グローバル人材プログラム (グローバル人材育成コース) 受講者の例 (滋賀大経済最前線)			
	6-3-E-03 (02)共創グローバル人材プログラム (グローバル人材育成コース) 修了者の進路			
【活動取組 6－3－F】アントレプレナーシップ講義の開講 ・変化の大きな時代の中で自立した個人としての問題意識を持ち、社会をより良い方向に変革するためのアントレプレナーシップの育成・開発を目的とした講義「アントレプレナーシップⅠ」を全学共通教養科目として開講し、経済学部生が主に学んでいる。学生は、ベンチャー企業を設立・運営している起業経験者や、大手企業の新規事業分野での実務担当者など、様々なジャンルの実務経験豊富な講師陣による実践的な講義を通し、アントレプレナーシップに必要なスキルを磨いている。令和3年度には、「アントレプレナーシップⅠ」で体得したスキルを応用して課題を見つけ出し、グループ討論・発表を行うワークショップ形式の科目「アントレプレナーシップⅡ」も開講している。	6-3-F-01 (02)「アントレプレナーシップⅠ」シラバス (令和2年度秋学期)			
	6-3-F-02 (02)「アントレプレナーシップⅡ」シラバス (令和3年度春学期)			
	6-3-F-03 (02)アントレプレナーシップⅠ・Ⅱ受講者数			

【活動取組 6-3-G】TOEIC対策授業の開講 ・実用的な英語能力を確認して授業内外での学習を促すために、1年次と3年次の学生にTOEIC-IP試験を統一的に実施するとともに、TOEIC対策授業をプロジェクト科目として実施している。	6-3-G-01 (02) 令和2年度TOEIC-IP試験結果概要 (経済学部) (非公表)		
	6-3-G-02 (02) 秋学期プロジェクト科目B(英語TOEIC)についての報告書 (R1、R2)		
【活動取組 6-3-H】英語によるビジネス講義の開講 ・海外の第一線で活躍するビジネスパーソンとオンラインで繋がり、英語でディスカッションを行う専門科目「ビジネス最前線 (Global Business)」を開講した。経済学部OBである担当講師の人脈を生かし、ゲストスピーカーとして世界中の海外ビジネス経験豊富な実務家を招いた講義を行うことで、コロナ禍で海外への移動が制限される中においても学生にグローバルな体験を提供した。	6-3-H-01 (02) 「ビジネス最前線」紹介記事 (広報誌しがだい53号 (令和3年4月))		
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組 6-3-B】「少人数演習科目の設置」に係る成果 ・全国のゼミナール大会等で学生が多数受賞している。例えば、平成30年度にはSカレ (Student Innovation College) で「消費者向けみどりクラウド」テーマで優勝、令和元年度には日本学生経済ゼミナール関西大学・新潟大学大会で複数のゼミナールが最優秀賞、令和2年度にはインプレ2020 (Inpre-2020 Beyond COVID-19) 決勝大会で2チームがブロック優勝等の実績を残している。 (再掲) 6-3-B-03_ (02) ゼミナール大会等での実績を示す記事 (H30～R2) ・平成28年度に、京都高島屋と「インバウンド」に関する共同研究契約を締結し、本学教員及び学生が中心となって、急増する中国人旅行者の京都における観光や消費行動に関する調査と分析を行った。その研究成果は、京都高島屋で開催された共同研究発表会で報告され、京都地区および京都高島屋におけるインバウンドマーケティング対策に活かされている。この共同研究は複数の新聞にも取り上げられ、京都高島屋からは共同研究の継続の申し出があり、その後も継続して行われている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大と訪日外国人観光客の大幅な減少という状況を受け、国内市場における売上拡大を研究テーマとして取り上げ、3年次生4チームの学生が売り上げ拡大に向けた具体的な施策をオンラインで同社に提案した。 (再掲) 6-3-B-04_ (02) 京都高島屋との共同研究発表会を実施 (再掲) 6-3-B-05_ (02) 京都高島屋との共同研究に関する報道 (非公表) ・令和元年度から嵯峨野観光鉄道 (株) (京都市) との共同研究を進めており、毎年研究報告会を行っている。本学部教員が指導を行うゼミの3、4年次生がアンケートなどの調査報告、対策提案等を企業幹部に行い、ゼミ活動を中心にした理論と実務を結びつける教育を発展させている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国内需要の掘り起こしに向けた調査・分析を行い、集客策や商品開発の提案を同社に行った。 (再掲) 6-3-B-06_ (02) 嵯峨野観光鉄道との共同研究発表会を実施 【活動取組 6-3-D】「PBL型実践授業」に係る成果 ・地域連携教育推進室を中心としたPBL型授業を実施することにより、自ら問題意識を持ち、その解決に向けて考え、他者と共に行動する人材の輩出につながっている。その一例として、令和2年度には経済学部卒業生が在学中から取り組んでいたジョギングとゴミ拾いをかけ合わせたフィットネス「プロギング」をテーマに発表を行い、滋賀銀行のニュービジネス奨励金「SDGs賞」を受賞した。 (再掲) 6-3-D-03_ (02) プロジェクト科目等の地域連携教育推進室の取り組みから起業・就職につながった事例 (非公表) (再掲) 6-3-D-04_ (02) 経済学部卒業生が滋賀銀行のニュービジネス奨励金「SDGs賞」を受賞 【活動取組 6-3-E】「共創グローバル人材プログラムの設置」に係る成果 ・共創グローバル人材プログラム (グローバル人材育成コース) の修了者は平成29年度～令和2年度で86名となり、異なる国籍・文化を持つメンバーで構成された組織において、英語能力のみならず、異文化に精通した専門性のある人材の育成を行った。国内学生の修了者は、グローバルに展開する民間企業を中心に就職しており、留学生についても、日本語能力の向上や日本文化・社会への理解を深め、卒業後は海外展開する日本企業を中心とした進路で活躍している。 (再掲) 6-3-E-03_ (02) 共創グローバル人材プログラム (グローバル人材育成コース) 修了者の進路			

【活動取組 6-3-G】「TOEIC対策授業の開講」に係る成果 ・ TOEICの実施と関連させた英語教育プログラムは、受講者のTOEICスコアアップに結びつき、実用的な英語力の育成に大きく寄与している。令和元年度のTOEICプロジェクト科目受講者の平均スコアは、受講前と比較して80点以上向上した。 (再掲) 6-3-G-02_(02) 秋学期プロジェクト科目B(英語TOEIC)についての報告書 (R1、R2)	
--	--

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組 6-4-A】地域連携プロジェクト科目 ・ 平成29年度に改組した地域連携教育推進室では、地域社会や地元企業と連携し、少人数の実践的なPBL型授業「プロジェクト科目」を毎年度多数開講している。特に平成29年度開講の「地場産業活性化プロジェクト」は、地場産業の理解を深めるとともに若者の視点から地場産業を活性化させていくための政策・戦略提案を行い、地域経済を支える人々との交流を通じて、学生の実務体験にも大きく役立った。	6-4-A-01_(02)NEXCO中日本名古屋支社によるプロジェクト科目表彰（非公表）		
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組 6-4-A】「地域連携プロジェクト科目」に係る成果 ・ 地場産業活性化プロジェクト「いと重×NEXCO×滋賀大学経済学部共同新商品開発&販売促進戦略の策定と実践」は、NEXCO中日本のサービスエリアにおける新商品発売に関する政策・戦略を提案したことで、TV・新聞等に多く取り上げられた。この取り組みは同社の名古屋支社長から功績表彰を受けた。 (再掲) 6-4-A-01_(02)NEXCO中日本名古屋支社によるプロジェクト科目表彰（非公表）			

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組 6－5－A] コアセッションにおけるTA・SAの活用 ・教育上主要な科目と位置付けるコア科目のうち、ミクロ経済学や統計学といった特に問題演習が必要な科目において、その授業外に練習問題を解く演習形態の授業であるコアセッションを実施している。コアセッションの運営においては、大学院生をTA(Teaching Assistant)、学部生(3、4年次)をSA(Study Assistant)として積極的に活用し、一般学生に対するきめ細やかな指導を行うとともに、質問受付等も実施して、ピア学習によるコア科目の理解の向上を図っている。こうしたTA・SAの任用により、受講学生の学習意欲の増進を図るとともに、TA・SAの側でも「教える」経験を積むことで、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を高めることが期待できる。	2-5-C-01 TA・SA事前研修会オリエンテーション及び事後研修会業務報告書（令和元年度春・秋）（非公表）		再掲
	2-5-C-02 コアセッションTA・SAによる事後研修会実施報告書（令和元年度春・秋）（非公表）		再掲
	6-5-A-01 (02)コアセッションTA・SA質問受付人数及び試験対策講座利用者数（令和元年度）		
	2-5-C-03 選択必修科目『コア科目』について（経済学部 令和3年度学修navi）		再掲
[活動取組 6－5－B] 同窓会との連携によるキャリア教育 ・経済学部同窓会である陵水会と積極的に連携したキャリア教育を行っている。具体的には、卒業生を社会人講師・ゲストスピーカーとして採用する枠組みを構築し、卒業生が講師として自らの実務体験を語る「リーダーシップ論」、陵水会のメンバーおよびその人脈を生かした実務家講師陣による「現代の経営」などの協力講義を毎年開講している。また、プロジェクト科目や、企業訪問をはじめとしてゼミ活動への財政的援助も受けている。	6-5-B-01 (02)「リーダーシップ論」の開講（令和2年度陵水会年報抜粋）		
	6-5-B-02 (02)「現代の経営」の開講（陵水会との協力講義）		
[活動取組 6－5－C] 留学支援の実施 ・グローバルな視野を育てるため、欧米だけでなく、韓国、タイ、メキシコ等の多様な海外短期研修プログラムを設置し、学生の海外研修先の選択の幅の拡充に努めている。また、海外協定校を拡充するとともに、交換留学制度の充実を図っている。国立台中科技大学（台湾）とは学士号においてダブルディグリープログラムを実施しており、毎年5名程度の学生を受け入れるとともに、令和元年度には2名の本学学生が交換留学生として派遣された。	6-5-C-01 (02)海外研修プログラム		
	6-5-C-02 (02)交換留学制度		
	6-5-C-03 (02)台中科技大学とダブルディグリー・プログラムを締結		
[活動取組 6－5－D] PBL型インターンシップ ・プロジェクト科目などの枠組みを用い、学内における地域連携教育活動・就職支援活動を担当する教員が積極的に関与する形態のインターンシップを実施している。	6-5-D-01 (00)PBL型インターンシップ実施要領（R2夏）		
	6-5-D-01 (02)PBL型インターンシップ プロジェクト科目企画申請書		
[活動取組 6－5－E] 資格取得を支援する教育・学習制度 ・滋賀大学経済学部・データサイエンス学部後援会資格取得等報奨制度や、証券アナリストや会計士等の資格取得を支援する教育・学習プログラムの提供を通じて、在学中の資格取得の促進を図っている。	6-5-E-01 (02)高度専門職人材育成機能強化プロジェクト（令和元年度学長裁量経費実施結果報告書抜粋）（非公表）		
	6-5-E-02 (00)滋賀大学経済学部・データサイエンス学部後援会資格取得等報奨制度		
[活動取組 6－5－F] 滋賀大学学習管理システム（SULMS）の活用 ・教員が教材や資料等を保管・蓄積して学習者に配信するとともに、学習者の学習履歴や課題などの成績を統合的に管理する滋賀大学学習管理システム（SULMS）を運用している。	4-1-B-04 SULMSかんたんスタートガイド		再掲
	4-1-B-06 滋賀大学学習管理システム(SULMS)利用コース数と利用教員数の推移（全学）		再掲
	6-5-E-01 (00)SULMSアクセス数の推移(平成27年度～令和2年度)		再掲
[活動取組 6－5－G] 全学的な無線LAN環境の整備 ・平成29年4月より、教室、図書館や福利厚生施設をシームレスな学習空間として、自主学習やグループワークに利用できるようにする環境の実現のため、無線LANが利用可能なエリアをキャンパス全体に広げる「キャンパス広域無線LAN」の運用を開始した。	4-1-6-01 無線LANアクセスポイントマップ		再掲

【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組 6－5－A〕「コアセッションにおけるTA・SAの活用」に係る成果 ・コアセッションにおけるTA・SAによる授業とそれに付随する質問受付・試験対策講座は、多くの学生により利用されている（令和元年度の春学期・秋学期合計の参加学生延人数は、質問者数143名、試験対策講座：718名）。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、オンラインを活用したコアセッションも実施している。 ・コアセッション合格者のコア科目合格率は、コアセッション不合格・未履修者の合格率より高く、これらの取組がコア科目本体の合格率向上につながっていると考えられる。また、TA・SA自身にとっても「教える」体験はやりがいがあり、自身が学習する機会も得られるものとして、積極的に評価されている。 （再掲）2-5-C-01_TA・SA事前研修会オリエンテーション及び事後研修会業務報告書（令和元年度春・秋）（非公表） （再掲）2-5-C-02_コアセッションTA・SAによる事後研修会実施報告書（令和元年度春・秋）（非公表） （再掲）6-5-A-01_(02)コアセッションTA・SA質問受付人数及び試験対策講座利用者数（令和元年度） （再掲）2-5-C-03_選択必修科目『コア科目』について（経済学部_令和3年度学修navi） 〔活動取組 6－5－F〕「滋賀大学学習管理システム（SULMS）の活用」に係る成果 ・滋賀大学学習管理システム（SULMS）は、新型コロナウイルス感染症影響下でのオンライン授業にも大いに活用された。全学のSULMSを利用するコース数は、平成27年度に68コース、利用教員37名であったものが、令和2年度には1474コース、309名と飛躍的に増加している。そのうち、経済学部における令和2年度のSULMS利用コース数は642件にのぼると共に、学生・教員のSULMSアクセス数は約12,414千回（参考・平成27年度：約905千回）となっており、日々の授業で活用されていることが確認できる。 （再掲）4-1-B-06_滋賀大学学習管理システム(SULMS)利用コース数と利用教員数の推移（全学） （再掲）6-5-E-01_(00)SULMSアクセス数の推移(平成27年度～令和2年度)	
--	--

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式 6－8－１） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式 6－8－１）	6_(02)領域 6 別紙様式		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式 6－8－２）主な進学/就職先（起業者も含む）	6_(02)領域 6 別紙様式		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組 6－8－A] 就職相談体制の強化 ・個々の学生の卒業後の進路を見据えて、就職支援室の相談日の拡充や、産業カウンセラー・心理カウンセラーの両資格を有する民間出身者の登用を行い、指導体制を強化した。また、平成29年度から、全８回にわたる就職支援プログラムに学生が参加できる機会を増やすため、同じ内容の講座を複数回開催することにしたほか、就職活動解禁直前に未受講者のための集中就職ガイダンスを実施した。	6-8-A-01_(02)就職サポート特集（広報誌しがだい50号（令和元年7月））		
	6-8-A-02_(02)彦根キャンパス就職相談件数および就職支援プログラム実施日数の推移		
	6-8-A-03_(02)経済学部就職率推移と実就職率順位（平成27年度～令和2年度）		
	6-8-A-04_(02)人事がみる大学イメージランキング記事（非公表）		
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組 6－8－A] 「就職相談体制の強化」に係る成果 ・就職支援の取組の成果として、経済学部の卒業生の就職率は、全国立大学の中でもトップクラスとなっており、近年は95％前後の高い水準を維持している。国立大学経済学部の中で実就職率は、23学部中、平成29年度２位、平成30年度３位となっている。 ・日本経済新聞・日経HRが実施した企業の人事担当者を対象とする大学のイメージ調査によると、本学の卒業生は「対人力」の項目で全国９位（「柔軟性、適応力がある」の小項目では１位）と評価されているほか、「知力・学力」、「独創性」の項目でも上位25位にランクインしており、「社会人としての幅広い知識と汎用的能力」を目標とする学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認できる。 （再掲）6-8-A-03_(02)経済学部就職率推移と実就職率順位（平成27年度～令和2年度） （再掲）6-8-A-04_(02)人事がみる大学イメージランキング記事（非公表）			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組 6－3－A] 日本初のデータサイエンス学部創設 ・データサイエンスを日本で初めて体系的に教育する学部として、平成29年度にデータサイエンス学部を創設した。データエンジニアリング（情報学）とデータアナリシス（統計学）の専門知識とスキルを修得したうえで、データを分析・処理し、そこから新たな価値を創造できる人材（データサイエンティスト）を育成することを目的としている。データサイエンス学部では、数多くの企業・自治体等と連携して、実践的な教育プログラムを構築している。また、本学はデータサイエンス教育強化拠点コンソーシアムの拠点校も担っている。	6-3-A-01 (03)データサイエンス学部 カリキュラムツリー		
	6-3-A-02 (03)データサイエンス学部 カリキュラムマップ		
	1-1-A-03 主な連携企業等		再掲
	6-3-A-03 (03)数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム概要		
[活動取組 6－3－B] データ駆動型PBL演習 ・実社会において生じる課題を知り、そこで生まれる生のデータに、学生が現在持っている知識・スキルを適用して課題解決を目指す教育を重視している。具体的には、1年次後期で「データサイエンス入門演習」、2年次で「データサイエンスフィールドワーク演習（応用演習）」、3・4年次では「データサイエンス実践価値創造演習」を、それぞれ設けている。学生たちは、自分の持っている知識・スキルの有効性と限界を感じながら、さらなる学習へのモチベーションを高めていくというサイクルを卒業までに何回も繰り返していくことになる。	6-3-B-01 (03)データ駆動型価値創造PBL演習		
[活動取組 6－3－C] 教材の新規開発 ・データサイエンスを4年間かけて体系的に学習するという全国初の取組みのため、既存の教材だけでは十分ではなく、MOOC形式のe-Learning教材や、教科書シリーズをはじめとする多くの教材を新規開発した。	6-3-C-01 (03)オンライン学習教材・データサイエンス教科書シリーズ		
	6-3-C-02 (03)大規模オープンオンライン講座（MOOC）		
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組 6－3－A] 「日本初のデータサイエンス学部創設」と[活動取組 6－3－B] 「データ駆動型PBL演習」に係る成果 ・データサイエンス学部で実践している教育内容に対して、社会からの多くの支持・賛同を受け、現在、100社以上の企業・自治体・研究機関等から様々な協力を得ている。また、文部科学省から、「数理及びデータサイエンスに係る教育強化」の拠点校（北海道大学、東京大学等の全国6大学）に選ばれている。 （再掲）1-1-A-03_主な連携企業等 （再掲）6-3-A-03_(03)数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム概要 [活動取組 6－3－C] 「教材の新規開発」に係る成果 ・MOOC形式のe-Learning教材「大学生のためのデータサイエンス（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）」・「高校生のためのデータサイエンス入門」を作成したほか、データサイエンスを体系的かつ網羅的に学べる教科書シリーズ「データサイエンス大系」として計6冊を刊行した。特に、MOOC形式のe-Learning教材は、コロナ禍でのオンライン学習のために、ドコモgaccoのプラットフォームやYouTubeなどを通じて、無料で広く一般の利用にも供した。MOOCの受講者は、平成29年度の開講以降、延べ5万人に達している。 （再掲）6-3-C-01_(03)オンライン学習教材・データサイエンス教科書シリーズ （再掲）6-3-C-02_(03)大規模オープンオンライン講座（MOOC）			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-4-A】企業との連携に基づくゼミ ・「データサイエンス実践価値創造演習」はいわゆる少人数制のゼミであるが、地元の有力小売業や全国的な市場調査会社等から、データやビジネス課題の提供を受けている。それらにチームとして取り組みながら、データサイエンスの技術のみならず、ビジネス課題発見・解決能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を、外部有識者の評価も受けつつ磨いている。	6-4-A-01_ (03)ゼミ紹介 (DS View2021)		
	6-4-A-02_ (03)学生による企業での成果発表 (DS View2021)		
	6-4-A-03_ (03)住友金属鉱山（株）との産学連携記事		
	6-4-A-04_ (03)株式会社インテージグループとの産学連携記事（非公表）		
	6-4-A-05_ (03)卒業レポート発表会 (DS View2021)		
【活動取組6-4-B】データサイエンス実践型教育の実施 ・データサイエンス学部では、企業でのインターンシップについて、データ分析の実践経験を積む重要な場として位置づけている。平成30年度からデータサイエンス実践型のインターンシップを開始し、様々な機会を提供して参加を推奨した。連携先企業と事前協議を行い、1年次生には1dayに近い短期型、2年次生には実社会の問題解決を行う長期型、3年次生には学んだスキルを活かせる実践型の参加機会を提供している。コンサルティング系、金融系、物流系、保険系、製造系など様々な業種のデータ統括部門において、現場のデータ分析や価値創造の流れを体験できるように設計しており、令和元年度は延べ50名以上、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和2年度についてはオンライン形式でも実施し延べ20名以上の学生が参加した。	6-4-B-01_ (03)インターンシップ・就職活動 (DS View2021)		
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-4-A】「企業との連携に基づくゼミ」に係る成果 ・企業連携に係るゼミの取り組みは企業側にも評価されており、新規に参加する企業が増えている。また、ゼミでの取組内容や実績は、（株）インテージグループなど多くの企業の記事で紹介されている。また、企業連携に係るゼミ活動の成果発表会の場合として学部卒業レポート発表会を開催しており、教員の推薦による優秀な発表を集めた特別セッションには、連携企業関係者を外部評価委員として招き、企業側の視点からのコメントを得ている。 （再掲）6-4-A-03_ (03)住友金属鉱山（株）との産学連携記事 （再掲）6-4-A-04_ (03)株式会社インテージグループとの産学連携記事（非公表） （再掲）6-4-A-05_ (03)卒業レポート発表会 (DS View2021)			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A] 自主ゼミの実施 ・1年次から学生の自主的な取り組みを促すために、毎学期10件ほどの「自主ゼミ」を開講している。これは、学部設置初年度の平成29年度秋学期に、1年次の学生の関心に応えるために、3年次のゼミを待たずに科目外で学ぶ機会として教員有志と自主的に設けたことがその起源である。そのテーマは、医療臨床データ、ロボット・アプリケーション、量子コンピュータなど、学生が取り組んでみたい要望に応えた多岐に渡る内容となっている。	6-5-A-01 (03) 令和元年度自主ゼミ紹介		
	6-5-A-02 (03) 令和2年度自主ゼミの開講について(案内)		
[活動取組6-5-B] キャリア支援の取組 ・学生のインターンシップへの参加意欲を高めるため、連携先企業を招いてのインターンシップ説明会や、PBL型インターンシップの夏季説明会を毎年実施している。また、学生の起業家精神を育むため、「スタートアップの聖地」中国・深圳での海外研修を実施し、帰国後には成果報告会を開催して体験を他の学生に共有した。学生の起業に対しても積極的なサポートを行い、令和2年度には学部4年次生が合同会社を起業した。	6-5-B-01 (03) データサイエンス学部インターンシップ説明会開催報告		
	6-5-D-01 (00) PBL型インターンシップ実施要領(R2夏)		再掲
	6-5-B-02 (03) 深圳バレー・ツアーに学部生が参加(DS View2019)		
	6-5-B-03 (03) 海外インターンシップ(DS View2020)		
	4-2-D-03 データサイエンス学部1期生が起業・本学発ベンチャーに認定		再掲
[活動取組6-5-C] 「滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム」の設立 ・令和2年7月、本学学生、教員と企業等との相互交流やデータサイエンス教育研究に関する情報提供のための場とすることを目的とした「滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム」を立ち上げ、令和2年度には、同コンソーシアムの交流会を2回開催した。交流会には、会員企業、学生・教員ら延べ200名程度が参加し、Zoomのブレイクアウトルーム機能を用いてゼミ紹介ブースと企業紹介ブースを開設し、参加者が往来する仕組みを設けるなど、オンライン上で活発な交流が行われた。なお、これまで連携してきた企業会員20社の他、卒業生・修了生を特別会員として迎えることとしており、卒業・修了後のフォローアップ体制にもなっている。	6-5-C-01 (03) 滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム第1回・第2回交流会開催記事		
	2-3-C-03 滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム特別会員入会案内		再掲
[活動取組6-5-D] 新入生に対する学習支援 ・高校での履修科目や情報機器利用など習熟度に関きがある様々な学生を文理融合の学部として受け入れることから、e-Learning教材「高校生のためのデータサイエンス入門」などをMOOC形式によりいつでも自由に学習できるようにしている。加えて、1年次での数学に関する「解析学への招待」(内容の一部は数学Ⅲ相当)や「確率への招待」(確率に関する基礎的な考え方)、情報機器に触れたことのほとんどない学生に対する「情報リテラシー」といった科目の受講を推奨するなどしている。	6-3-C-01 (03) オンライン学習教材・データサイエンス教科書シリーズ		再掲
	6-3-C-02 (03) 大規模オープンオンライン講座(MOOC)		再掲
	6-5-D-01 (03) 「解析学への招待」ほかシラバス		
[活動取組6-5-E] 滋賀大学学習管理システム(SULMS)の活用 ・教員が教材や資料等を保管・蓄積して学習者に配信するとともに、学習者の学習履歴や課題などの成績を統合的に管理する滋賀大学学習管理システム(SULMS)を運用している。	4-1-B-04 SULMSかんたんスタートガイド		再掲
	4-1-B-06 滋賀大学学習管理システム(SULMS)利用コース数と利用教員数の推移(全学)		再掲
	6-5-E-01 (00) SULMSアクセス数の推移(平成27年度～令和2年度)		再掲

【活動取組6-5-F】全学的な無線LAN環境の整備 ・無線LANが利用可能なエリアをキャンパス全体に広げる「キャンパス広域無線LAN」の運用を平成29年4月から開始しており、データサイエンス学部・研究科におけるビッグデータやIoTといった最先端技術に関する教育研究の円滑な実施を可能にしているほか、教室、図書館など教育施設のみならず福利厚生施設やその周辺などをシームレスな学習空間とする環境を実現している。	4-1-6-01 無線LANアクセスポイントマップ		再掲
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組6-5-B】「キャリア支援の取組」に係る成果 ・学生の見聞を広げ、イノベーションへの取組みや起業家精神を育むために、地元商工会議所・日本貿易振興機構（JETRO）と共催により、平成31年2月、「スタートアップの聖地」中国・深圳バレーツアー（5日間）に学生5名を選抜の上派遣した（令和2年2月も実施予定のところ新型コロナウイルス感染拡大のため延期）。現地のユニコーン企業やソフトウェアパーク等の訪問や現地大学生との交流を通じ、彼の地での起業精神の強さと深圳スピードと言われる事業展開の速さに学生は大いに触発されている。帰国後の成果報告会ではその体験を学部の他の学生にも共有した。 （再掲）6-5-B-02_ (03) 深圳バレー・ツアーに学部生が参加（DS View2019） ・学部4年次生がこれまでの勉学の成果を活かして、データサイエンスに関わるコンサルティングを主に請け負う会社を起業した。学部在学中の学生による起業として、新聞・テレビでも取り上げられている。同社が（株）滋賀銀行のビジネスプランコンテストに応募した事業計画は、優れたニュービジネスとして協賛企業賞を受賞した。 （再掲）4-2-D-03_データサイエンス学部1期生が起業・本学発ベンチャーに認定 （再掲）4-2-D-05_ニュービジネス奨励金「しがぎん野の花賞」の決定（令和2年度）（非公表） 【活動取組6-5-E】「滋賀大学学習管理システム（SULMS）の活用」に係る成果 ・滋賀大学学習管理システム（SULMS）は、新型コロナウイルス感染症影響下でのオンライン授業にも大いに活用された。全学のSULMSを利用するコース数は、平成27年度に68コース、利用教員37名であったものが、令和2年度には1474コース、309名と飛躍的に増加している。そのうち、データサイエンス学部における令和2年度のSULMS利用コース数は155件にのぼると共に、学生・教員のSULMSアクセス数は約2,148千回（参考・学部設置初年度の平成29年度：約189千回）となっており、日々の授業で活用されていることが確認できる。 （再掲）4-1-B-06_滋賀大学学習管理システム（SULMS）利用コース数と利用教員数の推移（全学） （再掲）6-5-E-01_ (00) SULMSアクセス数の推移（平成27年度～令和2年度）			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-7-A] 卒業論文への多面的な評価 ・実践的な教育研究の成果発表である卒業論文について、学内関係者だけでなく、多数の連携先企業関係者や外部アドバイザリーボードのメンバー等、外部の方々を含めて発表・評価を行っている。	6-4-A-05_(03)卒業レポート発表会(DS View2021)		再掲
	6-7-A-01_(03)学業成績優秀賞、卒業レポート優秀賞、卒業レポート発表優秀賞について		
	2-3-C-01 データサイエンス教育研究アドバイザリーボード会議開催案内・議題		再掲
	2-3-C-02 データサイエンス教育研究アドバイザリーボードから高い評価		再掲
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-7-A] 「卒業論文への多面的な評価」に係る成果 ・企業連携に係るゼミ活動の成果発表会の場合として学部卒業レポート発表会を開催した。教員の推薦による優秀な発表を集めた特別セッションには、連携企業関係者を外部評価委員として招き、質疑に参加してもらうとともに、外部評価委員のコメントを参考に学部長が卒業レポート発表優秀賞を決定した。 (再掲) 6-4-A-05_(03)卒業レポート発表会(DS View2021)			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6_(03)領域6別紙様式		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	6_(03)領域6別紙様式		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-8-A】資格取得に向けた支援 ・統計検定2級を取得することの重要性を入学初年度から学生に認識させ、受験を奨励したほか、「統計数学」など試験内容に対応した授業展開を実施した。	6-8-A-01_(03)「統計数学」シラバス		
	6-8-A-02_(03)PICK UP授業（大学案内2021）		
【活動取組6-8-B】コンペティション参加支援 ・学生には外部で開催されるデータ分析コンペティションへの積極的な参加を推奨している。学生もそれに応じて教員の助言や支援を得ながらコンペに果敢に取り組んでいる。	6-8-B-01_(03)コンペティション入賞例		
【活動取組6-8-C】実践的な教育・就職支援の取組 ・連携先企業の実データを用いたデータ駆動型PBL演習や、企業との連携協力に基づくゼミ、データサイエンスによる課題解決を行うインターンシップなど実践的なプログラムを提供し、学生の社会人としての基礎力涵養を図っている。	6-4-A-02_(03)学生による企業での成果発表（DS View2021）		再掲
	6-4-B-01_(03)インターンシップ・就職活動（DS View2021）		再掲
	6-8-C-01_(03)データサイエンス学部1期生の進路（DS View2021）		
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-8-A】「資格取得に向けた支援」に係る成果 ・資格取得に向けた支援の成果として、令和2年度卒業生を例とすると、70.8%（合格者75人/106人）の学生が統計検定2級の資格を取得した（参考：令和元年度PBTの全国合格者数1871人、合格率43.4%）。 （再掲）6-8-A-01_(03)「統計数学」シラバス （再掲）6-8-A-02_(03)PICK UP授業（大学案内2021） 【活動取組6-8-B】「コンペティション参加支援」に係る成果 ・学生が各種コンペティションで入賞等の成績を残している。主な実績として、日本統計学会主催のスポーツデータ解析コンペティションでの入賞、日本経済新聞DataSocietyFes2020の学生Lightning Talk大会での準優勝、NEC Analytics Challenge Cup2020での複数のチームの入賞、MOS世界学生大会2021エクセル部門での入賞等がある。 （再掲）6-8-B-01_(03)コンペティション入賞例 【活動取組6-8-C】「実践的な教育・就職支援の取組」に係る成果 ・実践的な教育、就職支援等の取組により、データサイエンス学部第1期生の進路は、情報通信やIT、コンサルタントなど情報産業系の企業のほか、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む製造業系、インフラ系、金融系といった幅広い分野の企業人材ニーズに応える成果を挙げた。 （再掲）6-8-C-01_(03)データサイエンス学部1期生の進路（DS View2021）			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体（高度教職実践専攻）について、第三者評価結果の活用あり：教職大学院認証評価（教員養成評価機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)教育学研究科（高度教職実践専攻）ディプロマポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－1－1] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後、改組により新たなコースを追加した。よって、新規コース追加に係る変更箇所について自己評価を行ったので根拠資料を提出する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (04)教育学研究科(高度教職実践専攻)カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)教育学研究科(高度教職実践専攻)ディプロマポリシー		再掲
	6-2-1-01 (04)教育学研究科(高度教職実践専攻)カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1]、[分析項目6-2-2] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後、改組により新たなコースを追加した。よって、新規コース追加に係る変更箇所について自己評価を行ったので根拠資料を提出する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (04)各コースにおける科目間の関連構造図		
	6-3-1-02 (04)実習科目の形態と年間スケジュール		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (04)教育学研究科履修手引（抜粋）	p. 14～19（Ⅲ高度教職実践専攻開講授業科目表）	
[分析項目6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	2-1-2-04 滋賀大学教職大学院認証評価結果通知及び評価結果		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-04 (04)教育学研究科（高度教職実践専攻）令和3年度シラバス		
[分析項目6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・明文化された規定類		
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
[分析項目6－3－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－3－1]、[分析項目6－3－2] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後、改組により新たなコースを追加した。よって、新規コース追加に係る変更箇所について自己評価を行ったので根拠資料を提出する。			
[分析項目6－3－3] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後に改組によりコースが新設されたが、既存の規定等に重大な変更はないため、評価結果を活用し自己評価に代える。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
〔活動取組6－3－A〕海外研修の機会の創出 ・実習科目の一つである「研修開発実習II」として、大学間交流協定を結んでいるタイのチェンマイ大学およびチェンマイ・ラジャパット大学を拠点とした研修を教職大学院開設1年目の平成29年度に実施し、教育課題の国内外の違いや共通点についての理解を深めた（現職教員学生を含む13名の学生が参加）。さらに、平成30年度には、台湾の国立高雄師範大学においても実施している。	6-3-A-01_ (04) 教職大学院海外研修の実施		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00) 令和3年度滋賀大学学年暦		
	6-4-1-01 (04) 令和3年度行事予定（高度教職実践専攻）		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00) 令和3年度滋賀大学学年暦		再掲
	6-4-2-01 (04) 教育学研究科の令和3年度春学期集中日程		
	6-4-2-02 (04) 教育学研究科の令和2年度秋学期集中日程		
	・シラバス 6-3-1-04 (04) 教育学研究科（高度教職実践専攻）令和3年度シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-1-04 (04) 教育学研究科（高度教職実践専攻）令和3年度シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6 (04) 領域6別紙様式		
	・シラバス 6-3-1-04 (04) 教育学研究科（高度教職実践専攻）令和3年度シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		

[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-1]～[分析項目6-4-4] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後、改組により新たなコースを追加した。よって、新規コース追加に係る変更箇所について自己評価を行ったので根拠資料を提出する。			
[分析項目6-4-5]、[分析項目6-4-6]、[分析項目6-4-8] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後に改組によりコースが新設されたが、既存の規定等に重大な変更はないため、評価結果を活用し自己評価に代える。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-5-1]～[分析項目6-5-4] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後に改組によりコースが新設されたが、既存の規定等に重大な変更はないため、評価結果を活用し自己評価に代える。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-5-A] 全学的な無線LAN環境の整備 ・平成29年4月より、教室、図書館や福利厚生施設をシームレスな学習空間として、自主学習やグループワークに利用できるようにする環境の実現のため、無線LANが利用可能なエリアをキャンパス全体に広げる「キャンパス広域無線LAN」の運用を開始した。	4-1-6-01 無線LANアクセスポイントマップ		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-1]～[分析項目6-6-4] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後に改組によりコースが新設されたが、既存の規定等に重大な変更はないため、評価結果を活用し自己評価に代える。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01 (04)国立大学法人滋賀大学学則（抜粋）	第94条、第110条、第111条の2	
	6-7-1-02 (04)滋賀大学大学院教育学研究科規程（課程修了の認定 抜粋）	第13条	
	6-7-1-03 (04)滋賀大学大学院教育学研究科規程（履修単位 抜粋）	第6条	
	6-7-1-04 (04)滋賀大学大学院教育学研究科長期履修学生規程	第2条	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラパス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (04)教育学研究科履修手引（抜粋）	p.8～p.10(2. 履修基準～8. 修了の認定)	再掲
	6-7-3-01 (04)履修基準（最低修得単位数）Webページ周知		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-7-1]、[分析項目6-7-3] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後、改組により新たなコースを追加した。よって、新規コース追加に係る変更箇所について自己評価を行ったので根拠資料を提出する。			
[分析項目6-7-4] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後に改組によりコースが新設されたが、既存の規定等に重大な変更はないため、評価結果を活用し自己評価に代える。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-7-A] 研究成果報告会・中間報告会の実施 ・教職大学院では、公開の研究成果報告会・中間報告会を実施している。平成30年度報告会では、修了生および在学生に加え、滋賀県教育委員会、滋賀県総合教育センター、市町教育委員会、連携協力校の校長等の関係者の出席のもと実施しており、修了生の学修成果を外から点検する機会となっている（新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度延期、令和2年度オンライン実施）。	6-7-A-01 (04)平成30年度研究成果報告会・中間報告会開催報告		
	6-7-A-02 (04)令和2年度研究成果報告会・中間報告会開催案内		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6 (04)領域6別紙様式		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6 (04)領域6別紙様式		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－8－1]～[分析項目6－8－5] ・教職大学院認証評価受審（令和2年度）の後に改組によりコースが新設されたが、既存の規定等に重大な変更はないため、評価結果を活用し自己評価に代える。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組 6－3－A] 文理融合型カリキュラムの提供 ・文理融合型カリキュラムの提供として「データサイエンス副専攻」を令和元年度から導入した。経済学研究科博士前期課程の学生がデータサイエンス研究科開講科目を履修することにより、高度なデータ処理能力やデータ分析力を備えた人材の育成を目指している。	6-3-A-01 (05) データサイエンス副専攻（令和3年度大学院経済学研究科案内）		
[活動取組 6－3－B] 多様な学習プログラムの設定 ・各人の能力や希望に合わせた履修を可能にする 5 年一貫教育、5.5 年一貫教育、ダブル・ディグリーの各プログラムを設定することで、多様な人材の確保に努めている。	6-3-B-01 (05) 5 年一貫教育プログラム要項		
	6-3-B-02 (05) 5.5 年連携一貫教育プログラム要項		
	6-3-B-03 (05) ダブルディグリー・プログラム要項		
	6-3-B-04 (05) 台中科技大学とダブルディグリー・プログラムを締結		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組 6－3－B] 「多様な学習プログラムの設定」に係る成果 ・5.5 年国際連携一貫教育プログラムを導入し、平成28年度より海外交流協定校の東北財経大学（中国）からの学生受入れを開始し、令和 2 年度までに 9 名が修了した。また、国立台中科技大学（台湾）との間ではダブルディグリー・プログラムの実施協定を締結し、令和 2 年度に 1 名の学生を受け入れている。 （再掲）6-3-B-02_ (05) 5.5 年連携一貫教育プログラム要項 （再掲）6-3-B-04_ (05) 台中科技大学とダブルディグリー・プログラムを締結			

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔活動取組 6－5－A〕履修モデルの提示 ・高度専門職業人能力養成の観点から、実践的応用力に秀でた人材の育成を目指すプロフェッショナル・コースと、高度な研究能力を備えた人材の育成を目指すリサーチ・コースを設け、それぞれの目的に照らして適切な履修モデルを提示している。	6-5-A-01 (05)履修モデル（令和3年度大学院経済学研究科案内）		
〔活動取組 6－5－B〕資格取得の促進を図る取組 ・滋賀大学経済学部・データサイエンス学部後援会資格取得等報奨制度（各研究科在籍者も対象）により、在学中の資格取得の促進を図っている。	6-5-E-02 (00)滋賀大学経済学部・データサイエンス学部後援会資格取得等報奨制度		再掲
〔活動取組 6－5－C〕社会人・長期履修学生への配慮 ・一部科目の夜間開講、大津サテライト（JR大津駅前）での開講に加えて、長期履修学生制度により、職業を有する者や家事・育児・介護を行う必要がある者等が長期にわたり計画的に教育課程を履修する機会を保障している。	6-5-C-01 (05)経済学研究科（博士前期課程）令和3年度時間割一覧		
	6-5-C-02 (05)教育方法の特例による履修方法（令和3年度大学院経済学研究科履修案内）	第2、第3、第5	
	6-5-C-03 (05)国立大学法人滋賀大学大学院経済学研究科長期履修学生規程		
〔活動取組 6－5－D〕全学的な無線LAN環境の整備 ・平成29年4月より、教室、図書館や福利厚生施設をシームレスな学習空間として、自主学習やグループワークに利用できるようにする環境の実現のため、無線LANが利用可能なエリアをキャンパス全体に広げる「キャンパス広域無線LAN」の運用を開始した。	4-1-6-01 無線LANアクセスポイントマップ		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組 6－7－A】厳格な修了判定 ・博士後期課程では、2年次報告研究と3年次博士論文中間報告会を実施し、外部評価者を招請して評価を行い、論文内容の高度化を図っている。副指導教員を含めた集団指導を徹底し、また博士申請資格として学会報告と査読付き論文の実績を義務付けており、平成30年度には申請資格の厳格化を行った。	6-7-A-01 (05) 令和2年度博士後期課程中間研究報告会の開催記事		
	6-7-A-02 (05) 滋賀大学大学院経済学研究科における学位授与に関する運用内規	第3	
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6－8－1）	6 (05) 領域 6 別紙様式		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）	6 (05) 領域 6 別紙様式		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（博士前期課程）について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）ディプロマポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－1－1] ・国立大学教育研究評価（令和元年度）時点では、修士課程（現博士前期課程）のみ設置していたが、令和2年度に博士後期課程を設置したことにより、当該課程の自己評価を行ったので根拠資料を提出する。博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6－1－A] 日本初のデータサイエンス研究科の創設 ・データ活用人材を高度化する企業側のニーズが極めて高かったことから、令和元年度に、学部 completion を待たずに2年前倒しで大学院データサイエンス（DS）研究科博士前期課程を設置するとともに、令和2年度にはこちらも1年前倒しで同博士後期課程を開設した。これらにより、DSの学士から博士までの一貫した人材育成が可能となった。 ・博士前期課程ではAI技術により社会的課題の解決に貢献できる人材として「領域の課題を見つけ、データを取得し、前処理をし、モデルを決め、最適化法を選び、分析結果を解釈してわかりやすく伝え、意思決定につなげる」一気通貫型の人材を輩出すること、博士後期課程では、高度な棟梁レベルのデータサイエンティストとして、業界を代表するトップタレントや極度に不足しているDS・AI分野の大学教員を育成することを目的としている。	6-1-A-01 (06)データサイエンス研究科（博士前期課程）ディプロマポリシー		
	6-1-1-01 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）ディプロマポリシー		再掲
	5-3-A-01 令和3年度滋賀大学大学院入学者選抜状況		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [分析項目6－1－A] 「日本初のデータサイエンス研究科の創設」に係る成果 ・日本初の本格的なデータサイエンス分野における博士前期課程に対する社会からの期待は高く、定員20名の令和2年度入試では31名の志願者があり、定員40名に拡充後の令和3年度入試では53名の志願者があった。 ・博士後期課程（定員3名）においても、令和2・令和3年度入試でそれぞれ志願者3名を確保している。 （再掲）5-3-A-01_令和3年度滋賀大学大学院入学者選抜状況			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (06)データサイエンス研究科(博士後期課程)カリキュラムポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)データサイエンス研究科(博士後期課程)ディプロマポリシー		再掲
	6-2-1-01 (06)データサイエンス研究科(博士後期課程)カリキュラムポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1]、[分析項目6-2-2] ・国立大学教育研究評価(令和元年度)時点では、修士課程(現博士前期課程)のみ設置していたが、令和2年度に博士後期課程を設置したことにより、当該課程の自己評価を行ったので根拠資料を提出する。博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）カリキュラムマップ		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科規程	p. 6（別表2）	
	6-3-1-03 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）令和3年度時間割一覧		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	2-1-2-05 国立大学法人教育研究評価評価結果通知及び評価報告書		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）令和3年度シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	p. 14（第91条、第93条）	再掲
	6-3-1-02 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科規程	p. 2（第9条～第11条）	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-1-02 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科規程	p. 1（第4条）	再掲
	6-3-4-01 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科規程実施要項	p. 2（第2）	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-02 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）研究指導スケジュール		
	6-3-4-03 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）年次研究計画書		
	6-3-4-04 (06)データサイエンス研究科（博士後期課程）年次研究成果報告書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (06)国内外学会発表助成募集要項		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06 (06)剽窃と改竄を防ぐためのガイドライン		
	3-2-C-02 研究倫理eラーニングコース受講案内（通知）		再掲

	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目 6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-3-1] ~ [分析項目 6-3-4] ・ 国立大学教育研究評価（令和元年度）時点では、修士課程（現博士前期課程）のみ設置していたが、令和2年度に博士後期課程を設置したことにより、当該課程の自己評価を行ったので根拠資料を提出する。博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 6-3-A] 高度なデータサイエンティスト育成のカリキュラム ・ 我が国の「AI戦略2019」の目標の一つである「高次独り立ちレベル」から「棟梁レベル」のデータサイエンティスト育成を担うことを、明確な目標としたカリキュラム構成となっている。	6-3-A-01 (06) データサイエンス研究科パンフレット		
	6-3-1-01 (06) データサイエンス研究科（博士後期課程）カリキュラムマップ		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-4-1] 1 年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00) 令和3年度滋賀大学学年暦		再掲
[分析項目 6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00) 令和3年度滋賀大学学年暦		再掲
	・ シラバス 6-3-2-01 (06) データサイエンス研究科（博士後期課程）令和3年度シラバス		再掲
[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (06) データサイエンス研究科（博士後期課程）令和3年度シラバス		再掲
[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4）		
	6 (06) 領域 6 別紙様式		
	・ シラバス 6-3-2-01 (06) データサイエンス研究科（博士後期課程）令和3年度シラバス		再掲
[分析項目 6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けていること	・ CAP 制に関する規定		
[分析項目 6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	p. 14(第87条)	再掲
	6-3-1-02 (06) 国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科規程	p. 2(第13条)	再掲
[分析項目 6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・ 実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		

〔分析項目6－4－11〕 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6－4－1〕～〔分析項目6－4－4〕、〔分析項目6－4－6〕 ・国立大学教育研究評価（令和元年度）時点では、修士課程（現博士前期課程）のみ設置していたが、令和2年度に博士後期課程を設置したことにより、当該課程の自己評価を行ったので根拠資料を提出する。博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。			
〔活動取組6－4－A〕社会人学生に対する配慮 ・本研究科は、企業派遣の学生が多いことを考慮して、社会人が通いやすいよう短期間に集中的な受講を可能にするための施策を採用している。具体的には、1つの科目を週単位で開講することにより企業での勤務状況と調整して大学への通学を可能にする受講スタイルや、「遠隔的に相談もできる」「職場に戻りながら修士論文を執筆できる」といったサポート体制を採っている。	6-4-A-01_ (06) 令和3年度大学院データサイエンス研究科授業時間割（博士前期課程）		
	6-3-A-01_ (06) データサイエンス研究科パンフレット	p. 6(受講スタイル)	再掲
〔活動取組6－4－B〕実践的学修科目 ・実際のデータを分析し、そこから価値創造や課題解決を行うことを教育課程において重視しているが、特に「価値創造科目」や「課題研究」は、講義で学んだ処理や分析、モデリングを実装して、現実のデータに取り組む実践的学修であり、卒業後の実社会での活躍に直接結びつく内容となっている。修了予定者アンケートでは、「データサイエンティストとして求められる知識・スキル・倫理観」や「課題の発見、データ収集・前処理、モデルの決定・最適化計算、結果の解釈、そして意思決定につなげる一連の過程を自らのイニシアティブで実施できる能力」を修得できたとする回答が得られている。	6-4-B-01_ (06) 令和2年度修了予定者アンケート【価値創造科目】		
	6-4-B-02_ (06) 令和2年度修了予定者アンケート【課題研究】		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組6－4－A〕「社会人学生に対する配慮」に係る成果 ・平成31年4月入学の社会人学生19名は、令和3年3月に全員が修士号を取得し卒業した。一般に日本の大学院では、社会人大学院生のかなりの割合が2年以内で卒業することが難しく、長期履修制度・休学制度などを活用して3年以上かけて、卒業することが多い。社会人学生19名が全て2年で卒業できたことは、本大学院の「社会人学生に対する配慮」が機能した証拠ととらえることができる。 （再掲）6-4-A-01_ (06) 令和3年度大学院データサイエンス研究科授業時間割（博士前期課程） （再掲）6-3-A-01_ (06) データサイエンス研究科パンフレット			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6 (06) 領域6 別紙様式		再掲
	6-5-1-01 (06) データサイエンス研究科令和3年度オリエンテーション日程		
	6-3-4-04 (06) データサイエンス研究科（博士後期課程）年次研究成果報告書		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6 (06) 領域6 別紙様式		再掲
	6-5-2-01 (06) データサイエンス研究科教員リスト（配付資料）（非公表）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6 (06) 領域6 別紙様式		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6 (06) 領域6 別紙様式		再掲
	4-2-4-01 国立大学法人滋賀大学障がい学生支援室規程		再掲
	4-2-4-04 障がいのある学生への支援		再掲
	4-2-4-05 滋賀大学における障がいのある学生への支援に関する受入れ姿勢と方針		再掲
	4-2-4-06 障がい学生支援室（Webページ）		再掲
	4-2-4-07 障がい学生支援室（リーフレット）		再掲
	4-2-C-01 ポイントテイクー養成講座開催報告		再掲
	6-5-4-01 (00) 国立大学法人滋賀大学国際交流機構日本語及び日本事情等の教育に関する細則		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-5-1]～[分析項目6-5-4] ・国立大学教育研究評価（令和元年度）時点では、修士課程（現博士前期課程）のみ設置していたが、令和2年度に博士後期課程を設置したことにより、当該課程の自己評価を行ったので根拠資料を提出する。博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組6-5-A] プレマスタ教育の実施 ・研究科が学部の完成前に早期設置されたため、入学者が派遣社会人や他学部他研究科出身者のみであり基礎知識にばらつきが大きかった。そこで、プレマスタ教育として講義動画を作成し入学前に視聴可能とすることにより、データサイエンス学部出身者でなくても円滑に授業を履修できる体制を整えた。また、入学予定者にはメンター教員を研究科合格決定後に割り当て、学生が入学する前からどのe-Learning科目を履修すべきかなどについて相談できる体制を組んでいる。	6-5-A-01 (06) プレマスタ教育コースの案内		
	6-5-A-02 (06) 学習の進め方（プレマスタ教育コース）		
	6-5-A-03 (06) 令和2年度修了予定者アンケート【プレマスタ教育】		
	6-5-A-04 (06) 令和2年度メンター教員担当一覧（非公表）		
[活動取組6-5-B] 独自の奨学金制度の創設 ・データサイエンス高度人材育成を推進するため、博士前期課程1年次を対象とした独自の奨学金制度を令和3年度より開始した。入学試験成績優秀者10名程度（派遣社会人除く）を対象に、入学年の1年間に對し年額100万円を給付する。同制度はデータサイエンス基金を活用しており、趣旨に賛同した多くの企業等から同基金への支援があった。	4-2-5-08 滋賀大学大学院データサイエンス研究科奨学金制度		再掲
[活動取組6-5-F] 全学的な無線LAN環境の整備 ・無線LANが利用可能なエリアをキャンパス全体に広げる「キャンパス広域無線LAN」の運用を平成29年4月から開始しており、データサイエンス学部・研究科におけるビッグデータやIoTといった最先端技術に関する教育研究の円滑な実施を可能にしているほか、教室、図書館など教育施設のみならず福利厚生施設やその周辺などをシームレスな学習空間とする環境を実現している。	4-1-6-01 無線LANアクセスポイントマップ		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-5-A] 「プレマスタ教育の実施」に係る成果 ・プレマスタ教育として入学前に講義動画を視聴可能とすることにより、データサイエンス学部出身者でなくても円滑に授業に臨める工夫をしたほか、メンター教員が入学前の段階から履修相談を受けることができる体制を整備した。令和3年3月に卒業予定者に実施したアンケートでは、プレマスタ教育に関して回答者の91.7%から「レベルは適切である」という評価を受けている。 （再掲）6-5-A-03_ (06) 令和2年度修了予定者アンケート【プレマスタ教育】			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－6－1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00) 滋賀大学における成績評価のガイドライン		
	6-6-1-01 (06) 大学院データサイエンス研究科 成績評価のガイドライン		
[分析項目6－6－2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00) 滋賀大学における成績評価のガイドライン (Webページ)		
	6-6-2-01 (06) 大学院データサイエンス研究科成績評価・論文評価学生周知 (SULMS)		
[分析項目6－6－3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (06) 令和2年度成績評価の分布表 (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (06) 大学院データサイエンス研究科委員会議事録 (非公表)		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6－6－4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (06) 成績照会に際しての注意事項		
	6-6-4-02 (06) 成績評価に関する照会書		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (06) 令和2年度春学期にかかる成績照会の概要 (非公表)		
	6-6-4-04 (06) 令和2年度秋学期にかかる成績照会の概要 (非公表)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-05 (06) 成績評価に関する文書類の保管について (授業ハンドブック抜粋)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－6－1] ～ [分析項目6－6－4] ・ 国立大学教育研究評価 (令和元年度) 時点では、修士課程 (現博士前期課程) のみ設置していたが、令和2年度に博士後期課程を設置したことにより、当該課程の自己評価を行ったので根拠資料を提出する。博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀大学学則	p. 14(第94条)、 p. 17(第111条)	再掲
	6-3-1-02 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科規程	p. 3(第18条第2項)	再掲
	6-7-1-01 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科長期履修学生規程	p. 1(第3条)	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)国立大学法人滋賀大学学位規程	p. 3～4(第18条～第34条)	
	6-7-1-02 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科における学位授与に関する取扱要領	p. 2～3(第13～第16)	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (06)大学院データサイエンス研究科論文審査基準	Ⅱ	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)国立大学法人滋賀大学学位規程	p. 3～4(第18条～第34条)	再掲
	6-7-1-02 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科における学位授与に関する取扱要領	p. 2～3(第13～第16)	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (06)令和3年度大学院データサイエンス研究科履修案内	P. 4(第18条)、 P. 10(第4)、P. 11～17	
	6-6-2-01 (06)大学院データサイエンス研究科成績評価・論文評価学生周知(SULMS)		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (06)大学院データサイエンス研究科論文審査基準	Ⅱ	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-02 (06)国立大学法人滋賀大学大学院データサイエンス研究科における学位授与に関する取扱要領	p. 2～3(第13)	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-7-1]～[分析項目6-7-4] ・国立大学教育研究評価（令和元年度）時点では、修士課程（現博士前期課程）のみ設置していたが、令和2年度に博士後期課程を設置したことにより、当該課程の自己評価を行ったので根拠資料を提出する。博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。なお、博士後期課程は令和4年度に初めて卒業生を輩出するため、卒業に係る「教授会等での審議状況等の資料」（分析項目6-7-4）を提出することはできない。よって、当該資料については該当なしとする。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6 (06)領域6別紙様式		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6 (06)領域6別紙様式		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6－8－1] [分析項目6－8－2] ・博士前期課程の自己評価については国立大学教育研究評価における修士課程の評価結果を活用する。			
[分析項目6－8－1] ～ [分析項目6－8－5] ・博士後期課程については令和4年度完成のため、分析できない。よって、該当なしとする。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
[分析項目 6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
[分析項目6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6－3－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－4－1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
[分析項目6－4－2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	・シラバス		
[分析項目6－4－3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
[分析項目6－4－4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4）		
	・シラバス		
[分析項目6－4－5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6－4－6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6－4－7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6－4－8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6－4－9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6－4－10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6－5－3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6－5－4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目6－6－1〕 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
〔分析項目6－6－2〕 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
〔分析項目6－6－3〕 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
〔分析項目6－6－4〕 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6－7－2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6－7－3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6－7－4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6－7－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6 (07) 領域6 別紙様式		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6 (07) 領域6 別紙様式		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組6-8-A] ベンチャー認定制度を利用した専門分野の探求 ・教育学研究科学校教育専攻のディプロマ・ポリシーの一つである「専門領域に応じた専門知識と科学的俯瞰力」を発揮している事例として、「滋賀大学発ベンチャー認定制度」を利用し、その第1号として教育学研究科学校教育専攻の大学院生がベンチャー企業を設立した事例がある。この会社は、毛髪からストレス関連物質を分析する技術を活用した新しいストレスチェックサービスを主要事業として展開しており、注目を集めている。	6-8-A-01 (07) 滋賀大学初ベンチャー認定企業誕生の記者発表会を開催		
	6-8-A-02 (07) (株) イヴケアによるストレスマネジメントプログラム共同開発		
	6-8-A-03 (07) 経済産業省 大学発ベンチャーチームビルディング事例集		
	4-2-D-02 滋賀大発ベンチャーCEOが「30 UNDER 30 JAPAN 2020」に選出		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			

【優れた成果が確認できる取組】 〔活動取組 6－8－A〕「ベンチャー認定制度を利用した専門分野の探求」に係る成果 ・滋賀大学発ベンチャー認定制度により設立された(株)イヴケアは、毛髪による客観的なストレス反応と質問票による主観的なストレス反応を組み合わせた独自のストレス評価サービス「イヴケアパック」を開発し、令和３年度より企業向け販売を開始した。この「イヴケアパック」を活用し、企業と連携した従業員のストレスマネジメントプログラムの共同開発にも着手している。 ・同企業は、経済産業省が全国の大学発ベンチャーについて取りまとめた「大学発ベンチャー チームビルディング事例集」において、特徴的な取組を行っている大学発ベンチャーとして、全国2,566社から選抜された19社の一つとして取り上げられた。また、当企業ＣＥＯ（教育学研究科卒）は、次世代を担う若者としてForbes JAPAN 「30 UNDER 30 JAPAN 2020」に選出されている。 （再掲）6-8-A-01_ (07) 滋賀大学初ベンチャー認定企業誕生の記者発表会を開催 （再掲）6-8-A-02_ (07) (株) イヴケアによるストレスマネジメントプログラム共同開発 （再掲）6-8-A-03_ (07) 経済産業省 大学発ベンチャーチームビルディング事例集 （再掲）4-2-D-02_ 滋賀大発ベンチャーCEOが「30 UNDER 30 JAPAN 2020」に選出
【改善を要する事項】 該当なし